

基本目標Ⅰ 男女一人ひとりの人権を尊重しよう

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
1 家庭・地域・事業所における男女平等・男女共同参画意識の浸透	1	多様な媒体を通じた広報・啓発の実施	市政情報課	市政だより、市ホームページ、コミュニティFM放送(FMちやお)、携帯電話など多様な広報媒体を活用し、積極的な市政情報等の発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆市政だより「じんけん」コーナーで啓発記事を掲載した。 平成26年6・11月号(計2回) ◆コミュニティFM放送(FMちやお)において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザ(月3回:再放送含む)の中で放送した。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市政だよりでは、紙面の関係上、掲載量に制限が生じる。 ◆市ホームページでは各所属でコンテンツを制作するため、全庁的に高いレベルでアクセシビリティの確保を維持していくことが課題となっている。 ◆コミュニティFM放送(FMちやお)については、市民の情報取得媒体としてのラジオのニーズが低下傾向にある中で、今後の市民への適切かつ効果的な情報発信媒体としてコミュニティFM放送(FMちやお)が担っていくかどうか、市民の状況等の分析を続ける必要がある。 	A
			人権政策課	男女共同参画情報誌「えいぶりの10」を年2回(1回につき3,000部)発行し、市内の主な公共施設などに配架する。企画・編集段階での議論や作業を通じて、男女共同参画への理解が深まることから、編集委員は庁内職員で構成している。	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画情報誌「えいぶりの10」を年2回、各3,000部発行した。 ◆市政だより「じんけん」コーナー(6月号、11月号)に男女共同参画に関する記事を掲載した。 ◆男女共同参画センターだよりを月1回(500部程度)発行した。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆掲示・配架時期の工夫や、イベント開催時に広く配布するなどして周知を図る必要がある。 	A
	2	「男女共同参画週間」「人権週間」などを活用した啓発	セミナーやフォーラムを開催します。	人権政策課	男女共同参画週間(毎年6月23から29日まで)の関連行事として、男女共同参画社会の形成の重要性を広く市民に周知し、理解を深めるために講演会等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画週間講演会を実施した。 ・講演「もっと楽にやっていける夫婦関係ーいきいきと生きていくための秘訣ー」参加者132人 ◆啓発マグネットを用いた公用車への広告掲載、懸垂幕(本庁舎)の掲出を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆より多くの市民に参加いただくための広報等、効果的な周知を行っていくことが必要である。
			人権政策課	人権週間ポスター、のぼり、啓発マグネット、懸垂幕掲出、街頭啓発などを通じ、人権週間について広く市民に啓発する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆人権週間ポスター(市内施設各所)、のぼり(12箇所)、啓発マグネット(公用車)、懸垂幕(本庁舎)掲出 ◆街頭啓発(啓発ポケットティッシュ等の配布)近鉄八尾・河内山本駅、JR八尾駅 参加者33人 	<ul style="list-style-type: none"> ◆掲示・配架場所の工夫等により、より多くの市民へ周知できるよう検討の必要がある。 	B
			人権政策課	人権啓発セミナーを、年3回のうち1回、男女共同参画をテーマに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆人権啓発セミナーの実施 ・第1回 講演「あってはいけない違い なくてはならない違い ～次世代につなぐ人権のバトン～」(参加者213名) ・第2回 講演「子どもを暴力から守る『デートDV』って何?」(参加者65名) ・第3回 講演「考えよう!高齢者の人権 ～認知症高齢者の介護体験を通して～」(参加者145名) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆より多くの市民に参加いただくための広報等、効果的な周知を行っていくことが必要である。 ◆庁内関係部署と連携を図る等し、時代状況に応じた内容を企画し、効果的に研修していくことが必要である。 	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

資料2

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
			人権政策課	公募市民による実行委員会形式で、フォーラムの企画・運営を行い、男女共同参画視点でテーマを設定し、講演会や分科会などを実施する。	◆やお女と男のはつらつフォーラムの実施した。 ・講演会(午前の部)「遺品整理の現場から見える ～モノが語る 生きた道～」参加者 88人 ・講演会(午後の部)「サザエさん一家の男女共同参画」参加者 56人 ・実行委員 6人(女性5人、男性1人)	◆より多くの市民に参加いただくための広報等、効果的な周知を行っていくことが必要である。	A
2 男女共同参画の視点での慣行等の見直し	3 男女共同参画推進モデル地区づくり	地域の男女共同参画を進めるモデル地区を指定し、市と協働で男女共同参画の取組みを進めます。	人権政策課	モデル地区の選定ができず、未実施。	—	◆モデル地区の選定にあたり、各地域の状況等を把握し、検討を行う必要がある。	B
	4 市役所内の慣行等の見直し	モデル職場となるよう、男女平等・男女共同参画の視点で、市役所の慣行・職務内容などを一層点検・見直します。	人権政策課	市役所職場における慣行・職務内容を男女共同参画の視点に立って、実態を把握し、男女共同参画の阻害になるものについては見直しを進める。	◆男女共同参画の理解を深めるよう、男女共同参画施策推進本部等により、周知に努めた。	◆従来女性に偏りがちな、男女共同参画を阻害している慣行や職務内容をなくしていくには、継続して常に見直しをしていく地道な努力が必要である。	A
3 男女共同参画の視点での情報提供と活用力の推進	5 男女共同参画の視点での情報の提供	固定的な性別役割分担意識や男女の不平等を助長しないよう、男女共同参画の視点で刊行物、ポスター、ホームページなどを点検するとともに、男女の多様なイメージが社会に浸透するような表現を用いて情報提供を推進します。	市政情報課	市政だより、市ホームページ、コミュニティFM放送(FMちやお)、携帯電話など多様な広報媒体を活用し、積極的な市政情報等の発信を行う。	◆市政だより「じんけん」コーナーで啓発記事を掲載した。 平成26年6・11月号(計2回) ◆コミュニティFM放送(FMちやお)において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザ(月3回:再放送含む)の中で放送した。	◆市政だよりでは、紙面の関係上、掲載量に制限が生じる。 ◆市ホームページでは各所属でコンテンツを製作するため、全庁的に高いレベルでアクセシビリティの確保を維持していくことが課題となっている。 ◆コミュニティFM放送(FMちやお)については、市民の情報取得媒体としてのラジオのニーズが低下傾向にある中で、今後の市民への適切かつ効果的な情報発信媒体としてコミュニティFM放送(FMちやお)が担っていけるかどうか、市民の状況等の分析を続ける必要がある。	A
			人権政策課	各種刊行物の作成・発行に際し、男女共同参画を推進する表現となるよう、情報誌「えいぶりの10」や広報誌等を通じて、情報提供を行う。	◆男女共同参画情報誌「えいぶりの10」を年2回、各3,000部発行した。 ◆市政だより「じんけん」コーナー(6月号、11月号)に男女共同参画に関する記事を掲載した。 ◆男女共同参画センターだよりを月1回(500部程度)発行した。	◆掲示・配架時期の工夫や、イベント開催時に広く配布するなどして周知を図る必要がある。	A

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
6	男女共同参画に関する図書の実施	男女平等・男女共同参画に関する図書を充実すると同時に、様々な機会を通じて紹介、企画展示するなどして市民の関心を高めます。	人権政策課	男女共同参画に関する図書の貸出を行う。(1人3冊まで、2週間。)	◆男女共同参画センターにおける図書の貸出を行った。 また、新着図書については、男女共同参画センターにより掲載し、本の紹介を行った。 貸出数 362冊。	◆男女共同参画に関する様々なジャンルの蔵書の充実を図る。 ◆「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に、テーマに合わせた関連図書を展示することで、意識喚起につなげていく。	A
			八尾図書館	・第2次図書館サービス計画に基づき、「市民とともに歩む図書館」をめざした運営を行う。 ・市民の必要に応じた多様な資料を収集し、貸出等を通じて市民生活に必要な知識や情報を提供する。 ・図書館4館体制に向けた整備事業(八尾図書館建替え・病院跡地)の取り組み。	◆図書貸出点数 2,036,149点 実利用者数 44,558人 ◆八尾図書館整備事業として、八尾図書館の機能充実及び開架スペース、配架図書資料の充実を図るため、中央図書館的機能を持つ新たな八尾図書館をオープンした。 ◆旧市立病院跡地において、市南西部地域住民の生涯学習を支援する拠点施設としての役割を果たす場である(仮称)第4地域図書館整備を龍華コミュニティーセンターとの複合施設としての建築工事を引き続き実施した。 ◆今東光資料館を新設オープンし、企画展示・講座・ワークショップ等を開催した。	◆図書館4館体制に向けた整備事業として新たに龍華図書館をオープンし、図書館サービスの拡充を図ると共に、移動図書館の運行ルートを見直し、固定館遠隔地域へのサービスについて検討を行う。 ◆図書館4館それぞれの地域の特性を生かした企画等の検討・実施に努める。 ◆図書館サービスの更なる充実に向けた人員体制や管理運営体制について、先進自治体の現状について調査等を行いながら検討を進める必要がある。	B
7	「情報」に関する理解・判断力を高める講座の開催	新聞やテレビ、インターネットなど、それぞれの媒体ごとの特性を理解し、性別役割を固定化した表現や女性に対する差別を見抜くことができるよう、情報に対する判断力や情報の活用力を高めるための講座を開催します。	人権政策課	情報に対する判断力や情報活用力を高める講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 ・「今時のニュース報道が良く分かる！プロが読み解くニュースの講座」男性3人、女性12人参加 ・「テレビCMの表と裏～男女共同参画の視点から読み解く～」男性1人、女性4人参加	◆より多くの市民に参加していただくために、今後も引き続き、テーマ設定や周知方法、開催日時等の検討が必要である。	A
8	青少年健全育成のための情報点検	家庭、学校、地域、行政が一体となって、人権尊重・男女平等の視点から有害なコミックやポルノ、ネット上の有害サイトなどが氾濫しないように点検に努めます。	青少年課	・「少年を守る日・家庭の日」の運動など関係団体との連携のもと、市民と協働し、啓発活動を行う。 ・青少年指導員が定期的に地域の巡回を行い、青少年が安心して活動や生活できる環境づくりに貢献する。	◆少年を守る日・家庭の日街頭啓発を実施した。 協力員数420人。 ◆青少年指導員440人による巡回活動を行った。	◆関係団体と連携し、継続的に巡回指導等の活動を実施していく。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

資料2

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
4 保育所(園)・幼稚園・学校における男女平等教育の推進	9 「小・中学校および府立学校における男女平等教育指導事例集」などの活用	府教委発行の上記事例集の活用を促進するとともに、活用状況を把握し、男女平等・男女共同参画教育の充実を図ります。	人権教育課	学校園が行う授業研究やプログラム作成の際、「男女平等教育指導事例集」を活用することにより、児童・生徒のために、よりよい男女平等教育ができるよう、学校園に指導助言を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内研修にて男女平等教育について指導助言を行った。 ◆H26年度、「小・中学校および府立学校における男女平等教育指導事例集」(平成15年度府教委作成)の活用率は、小学校90%、中学校80%。 ◆男女混合名簿の実施率は、小学校100%、中学校で67%。 	◆本市において表明している幼児・児童・生徒はいないが、性同一障害等のセクシュアルマイノリティの立場にある幼児・児童・生徒の存在も視野に入れて、ありのままの自分を受け入れられる環境づくりとして、男女平等教育を推進していく必要がある。またセクシュアル・ハラスメントやDV防止の観点に立って男女平等教育のより一層の推進が図られなければならない。	A
			指導課	学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A
	10 保育士、教職員への意識啓発・研修の充実	保育所(園)・幼稚園・学校で、必要以上の男女の区別や、固定的な性別役割分担意識を是認する慣行に敏感な視点をもつことができるよう、保育士・教職員に男女平等・男女共同参画意識の啓発をするとともに、男女平等・男女共同参画保育・教育に関する指導方法などの研修を充実させます。	こども施設課	「人権を大切にすることを育てる」保育を推進するための学習・研究を行い、児童に保育所(園)という生活の場を通じて伝えていく。	◆保育所(園)職員研修実施回数(21回)(310,000円) 内部講師9回、外部講師12回、内容(全体研修、所長・所長補佐研修、専門研修、障がい児保育研修、人権研修)	◆今後もこのような研修を続け、参加したものが丁寧に子ども達や職員に伝えていくことが必要である。そして、より効果的な研修になるように、内容の選択、保育実践への応用を行っていく必要性がある。	B
			指導課	学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A
	11 男女平等・男女共同参画に関する保育・教育研究の推進	男女平等・男女共同参画保育・教育に関する教材や指導方法などの研究を行います。	人権教育課	教職員・指導主事の人権意識の高揚と指導力の向上を図るため、人権教育に関する研修を行う。とりわけ、若手教員や経験の浅い教員への人権教育の研修機会を充実させるとともに、児童生徒に対する人権教育の取り組みを一層充実をさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ◆人権教育実践交流会(前期・後期)において、男女平等教育にかかわる課題提起や情報提供(教材紹介等)を行った。 ◆「いじめ問題・学級づくり」講演会(72人参加) ◆研修講座参加人数 573人 	◆人権意識の高揚を図るため、今日の課題を中心に指導主事・管理職・教職員を対象にした研修を実施している。男女共同参画社会をめざす上での課題を認識し、教育課題としての取組みをすすめていくうえで、課題と直面し、取り組んできた当事者の思いをしっかりと受けとめる研修が必要である。	A
			こども施設課	「人権を大切にすることを育てる」保育を推進するための学習・研究を行い、児童に保育所(園)という生活の場を通じて伝えていく。	◆全国人権保育研究会(滋賀)(28,540円) 大阪保育子育て人権研究会参加(42,000円) 大阪保育子育て人権研究センター講座(4,000円～6,000円コース受講・9,720円)(計80,260円)	研究会に引き続き参加し、子ども達や職員に男女平等の大切さを伝えるとともに、保護者にも父親と母親が共同して子育てしていく大切さを伝えることができるような取組をしていく必要がある。	B
			指導課	学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

資料2

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
			人権教育課	学校園や保護者・地域における人権教育の推進を図るため、人権学習プログラム及び人権教育関係資料・教材の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆人権学習プログラム及び人権教育関係資料の整備。「人権教育推進のための手引き」「人権教育の資料」等の作成。 ◆研究、研修用図書・ビデオの整備。啓発ビデオ・書籍貸出数 206件 	<ul style="list-style-type: none"> ◆幼稚園・小学校・中学校で、発達段階に応じたプログラムを作成している。男女平等・男女共同参画を推進していくプログラムの中にデートDV等の今日的な課題を扱ったものを作成していく必要がある。 ◆男女平等・男女共同参画に関わる視聴覚教材の整備。 	A
	12	男女平等・男女共同参画の視点に立った職業選択や進路指導の推進	指導課	生徒の主体的な進路選択に適切な指導・助言ができるよう、進路に関する情報、キャリア教育に関する資料等の収集・提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆生徒の主体的な進路選択に適切な指導・助言ができるよう、進路に関する情報、キャリア教育に関する資料等の収集・提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高校入試と連動する改革については、今後めきめ細やかな情報提供を行っていく必要がある。 	A
		男女がともに「社会的性別」(ジェンダー)にとらわれず、各人の生き方や適性にあった進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、男女平等・男女共同参画の視点に立ってキャリア教育を実施します。	人権教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園での人権教育の取組みを支援するとともに、人権学習プログラム及び人権教育関係資料・教材の整備を行う。 ・人権教育推進のための資料集、「人権教育のための手引き」、「人権教育の資料」を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆人権学習プログラム及び人権教育関係資料の整備。「人権教育推進のための手引き」「人権教育の資料」等の作成。プログラムでは、「命の誕生～赤ちゃんが生まれるの～」を掲載し、活用を促した。 ◆研究、研修用図書・ビデオの整備。啓発ビデオ・書籍貸出数 206件 	<ul style="list-style-type: none"> ◆幼稚園・小学校・中学校で、発達段階に応じたプログラムを作成している。男女平等・男女共同参画を推進していくプログラムの中にデートDV等の今日的な課題を扱ったものを取り上げながら、生き方について考えていける教材を作成していく必要がある。 	A
	13	人権尊重に基づく性教育の推進	指導課	学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。 	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

資料2

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
5 生涯学習における男女平等・男女共同参画に関する学習の促進	14	男女平等・男女共同参画の視点を取り入れた講座などの開催	人権政策課	固定的な役割分担意識によって子どもたちが自分らしく生きるための選択肢を狭めることがないように、男女共同参画の視点に立った学習機会を提供する。	◆男女共同参画に関する講座を実施した。 ・男女共同参画センター講座 854人(女性720人、男性134人) ・出前講座 72人(4講座)	◆地域に向けての出前講座実施ができておらず、今後も様々な機会を通じて本事業を周知し、あらゆる分野における男女共同参画の取り組みを促進していく。	A
			生涯学習スポーツ課	コミュニティカレッジ推進委員の企画運営による市民向け講座を中心とする生涯学習講座を実施する。	◆コミュニティカレッジ推進委員の企画運営による市民向け講座を中心とする生涯学習講座を実施した。 八尾市市民大学975人(男性596人、女性379人) 人権学習講座866人(男性12人、女性854人)	◆参加者の年齢に偏りがある。市民委員に対して、幅広い年齢層から参加してもらえる内容での企画を働きかける。 他課と講座内容が重複しているものがあり、事業を検討する必要がある。	B
	15	誰もが学習できる機会の確保	生涯学習スポーツ課	コミュニティカレッジ推進委員の企画運営による市民向け講座を中心とする生涯学習講座を実施する。	◆コミュニティカレッジ推進委員の企画運営による市民向け講座を中心とする生涯学習講座を実施した。市民大学講座の企画にあたっては、誰もが参加しやすい講座となるようコミュニティカレッジ推進委員に働きかけを行った。 八尾市市民大学975人(男性596人、女性379人)	◆参加者の年齢に偏りがある。市民委員に対して、幅広い年齢層から参加してもらえる内容での企画を働きかける。	B
			八尾図書館	・第2次図書館サービス計画に基づき、「市民とともに歩む図書館」をめざした運営を行う。 ・市民の必要に応じた多様な資料を収集し、貸出等を通じて市民生活に必要な知識や情報を提供する。 ・市民文化の普及に向けた各種講座・講演会を開催する。 ・図書館4館体制に向けた整備事業(八尾図書館建替え・病院跡地)の取り組み。	◆土日開催の行事数 29回(延べ回数 36回) ◆全行事中の土日開催行事割合 80.6% ◆参加人数 延べ 2,053名 ◆土曜日の定例おはなし会 ◆図書館主催 71回 参加人数 818名 ◆ボランティア主催 32回 参加人数 423名 ◆図書館の成人向け行事における一時保育の実施回数 0回 ◆学習室・グループ学習室を新設し、市民の学習の機会の整備を図った。	◆ニーズに応じた様々な曜日・時間帯で図書館行事を実施していくにあたり、人身体制・実施体制整備が必要である。 ◆行事等の土日開催の継続実施	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

資料2

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度	
	16	家庭における男女平等・男女共同参画を促進するための学習機会の提供	男女平等・男女共同参画の視点で家庭の教育力の向上をめざし、子ども会育成会・PTA等各種団体を通じて保護者に学習機会を提供します。	青少年課	地域社会において関係団体が密接に連携することで、青少年を取り巻く社会環境の改善や青少年育成に携わる保護者、育成者への啓発・情報提供等を図る。	◆家庭教育を考える市民集会を開催した。 参加者総数 280人 ◆青少年健全育成八尾市民大会を開催した。 参加者総数 243人	◆関係団体と連携し、継続的に啓発活動を実施していく。また、市民大会や市民集会の内容について、青少年を取り巻く環境の変化に対応した講演等を検討する。	B
				生涯学習スポーツ課	PTAと学校園の連携のもと、家庭教育学級を実施する。	◆PTAと学校園の連携のもと家庭教育学級を実施した。延べ参加者数7,820人	◆より家庭の教育力の向上を図れるような内容での取り組みが望まれる。実施者に対して、市等が実施できる出前講座情報を提供するとともに、より家庭の教育力の向上を図れるような内容での実施を働きかけていく。	B
6 女性に対する暴力根絶のための環境づくり	17	女性に対する暴力を許さない意識を浸透させるための広報、啓発の推進	暴力の実態を把握するとともに、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりのために、様々な機会を通じて広報、啓発を進めます。	人権政策課	女性に対する暴力をなくす運動の期間にあわせて、市政だよりや情報誌等への記事掲載や、啓発カードの配布などにより、あらゆる暴力根絶に向けた啓発を行う。	◆市政だよりの「じんけん」コーナーにおいて、「デートDVをご存じですか？」(6月号)及び「あらゆる暴力の根絶に向けて 11月12日～25日は女性に対する暴力の運動期間」(11月号)を掲載し、暴力根絶についての啓発を行った。 ◆男女共同参画センターだより「すみれ」7月号及び11月号において、DV・デートDVに関する内容を掲載し、市内の公共施設、主要駅等に配架した。 ◆DVについての理解を深めるとともに、防止啓発を目的とした「DV防止啓発カード」をイベント開催時に配布した。 ◆「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発ポスターを掲示した。 ◆ホームページに「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に実施する講座事業等を掲載し、当該運動と事業の周知を行った。	◆手軽に男女共同参画に関する知識や情報を入手できるように、市政だよりやホームページ等での継続的な情報発信を行う。また、引き続き、効果的な啓発の手法や内容についても検討していく必要がある。	A
	18	女性に対する暴力を許さない意識を浸透させるための学習機会の提供	「女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、許せない行為である」という認識を高めます。	人権政策課	女性に対する暴力を許さない意識の浸透と予防啓発を図るため、講演会等を実施する。	◆女性に対する暴力をなくす運動の期間にあわせて、セミナーや各種講座を実施した。 ・人権啓発セミナー「子どもを暴力から守る『デートDV』って何?」、参加者65人。 ・男女共同参画センター講座「女性のための法律講座」(参加者 女性6人)、「男女がともに考える 大人のための教養講座(テーマ:DV～女性に対する暴力)」参加者5人。	◆DVに関する正しい理解と認識を深めるための講演会等を実施するにあたり、参加しやすいテーマの設定や効果的な啓発の手法や内容について検討していく必要がある。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

資料2

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度	
	19	犯罪防止のための地域環境の整備	公園や道路、街灯などの整備や地域ぐるみで犯罪防止の取組みを進めます。	地域安全課	八尾市地域安全条例及びやお安全安心憲章の理念に基づき市民・事業者、警察など関係機関等と連携を図りながら安全・安心なまちづくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域安全推進会議を開催した。(H27.2.5) ◆地域安全運動八尾市民のつどいを開催した。(H26.4.19、H26.10.12) ◆八尾市防犯協議会を通じ、町会の防犯灯整備等に対して、補助金を交付した。 	防犯啓発を犯罪被害に遭うことの多い、女性・子ども・高齢者に対して、有効な啓発を行っていく必要がある。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
20	相談窓口の周知 徹底	男女共同参画センター、子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、大阪府女性相談センター、大阪府労働相談、大阪府すこやか教育相談、大阪府警ウーマンライン、ストーカー110番などの相談窓口の周知を図ります。	人権政策課	啓発カードやチラシ等により、DVやストーカーなどの女性のための相談や子育て労働、教育等の相談窓口の周知・徹底を図る。	◆啓発カードやチラシ等により、相談窓口の周知を図った。 ・市政だより(相談情報欄に掲載) ・ホームページ(相談窓口、連絡先等を掲載) ・男女共同参画センターだより(毎月発行) ・情報誌「えいぶりの10」(年2回発行) ・女性相談のチラシ(年度当初に市内公共施設等に配架、町会回覧) ・女性相談啓発カード(市内公共施設及び庁内の女性トイレに設置) ・DV防止啓発カード(女性に対する暴力をなくす運動強化月間のイベント時に啓発物品として参加者に配布)	◆広報誌等の積極的な活用や関係機関との連携により相談窓口の周知を図る。	A
			人権政策課	全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間における、女性をめぐる人権問題の電話相談の周知について、市政だよりへの記事掲載を依頼する。	◆「女性の人権ホットライン」強化週間における女性の人権問題に関する電話相談について、市政だより11月号(10月20日号)に掲載し、周知を行った。	◆広報誌、ホームページ等の積極的な活用や関係機関との連携により相談窓口の周知を図る必要がある。	A
			地域子育て支援課	児童虐待や虐待発生の恐れがある家庭への支援を行う。児童虐待の発生予防・早期発見・関係機関職員の実質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施する。	◆八尾市要保護児童対策地域協議会の開催(代表者会議1回、実務者会議3回、調整会議11回、個別ケース検討会議56回) ・八尾市要保護児童対策地域協議会にて「八尾市児童虐待防止マニュアル」改訂及び地域版の作成 ・児童虐待防止啓発研修会、関係機関対象2回、市民対象1回開催 ・児童虐待通告相談窓口ポスターの作成と関係機関掲示依頼、関係機関イベント等での啓発物配布 ・児童虐待防止オレンジリボン街頭キャンペーン(近鉄八尾駅・JR八尾駅・JR久宝寺駅)の実施 ・市内路線バスの広告に啓発ポスター掲示 ・市内映画館チケットカウンターでの啓発物配布 ・市内を走る路線バスにて、児童虐待防止啓発広告を掲載 ・市政情報等を放送するコミュニティFMの番組を通じ、児童虐待防止に関するPRの実施 ・市役所本庁1階に設置されている、書類交付申請等のための番号表示用スクリーンにて啓発広告の掲示(パープルリボン啓発と共同にて実施)	◆近年の全国的な児童虐待相談・通告件数の増加を鑑み、市民への更なる啓発と、相談体制の拡充、関係機関との連携強化により、児童虐待の発生予防・早期発見と対応に努める必要がある。要保護児童対策地域協議会を中心に、市民への普及啓発や、関係機関との連携により、児童虐待の相談・通告対応や要保護児童等への対策を行う。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度	
7 女性に 対する暴力 への対策 の推進	21	DV被害者の保護 と自立に向けた支 援のしくみづくり	大阪府女性相談 センターと連携の もと、被害者(外国 人女性の被害者 も含む)が自立で きるまでの支援の しくみづくりを行 います。「配偶者か らの暴力の防止 及び被害者の保 護に関する基本 計画」を策定しま す。	人権政策課	DVの防止及び被害者の支援のための施策 を総合的かつ計画的に推進するため、平成25 年3月に策定した「八尾市配偶者等からの暴 力の防止及び被害者の保護に関する基本計 画(八尾市DV対策基本計画)」に基づき、本 市のDVに関する課題について、関係部署が 適切な連携の下で組織的に対応することに より、DV被害者への適切な支援を図る。 また、「八尾市ドメスティック・バイオレンス 対応連絡会(DV対応連絡会)」等において、DV 被害者の総合的な支援のあり方や市の施策 の方向性などを検討し、DV被害者の相談か ら自立に至るまでに総合的な支援の検討を行 う。	◆庁内関係課(13課)による八尾市ドメ スティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、D V被害者支援についての意見交換等を行っ た。	◆社会情勢等の変化に伴い、相談内容も多 様化・複雑化し、DV等で悩みを抱える相談者 が増加していることから、関係各課・機関と連 携し、より一層迅速かつ的確な支援を行う必 要がある。 ◆今後も継続して、早い段階からの予防啓 発、児童や高齢、福祉等の専門機関との連携 による相談支援、DV被害者に寄り添った自 立支援を行う必要がある。	A
	22	相談窓口の充実	相談、刑事手続 き、心身のケアな どにおいて、被害 者が二次被害に あうことなく安心 して相談できる相 談窓口を充実しま す。	人権政策課	女性の抱える様々な悩みに対応し、自立を支 援するために、女性の専門相談員による相談 事業を行う。また、DV等により、緊急を要する 場合には、関係課及び大阪府等関係機関と 連携して支援を行う。	◆男女共同参画センター「すみれ」における 相談事業 ・面接相談(女性のみ対象)205件、うちDV88 件 ※平成26年4月より、既存の相談枠を拡大(月 5回18枠から月6回22枠、年間48枠増)し、相 談・支援体制の充実を図った。 ・電話相談(女性のみ対象)25件、うちDV4件 ・随時相談152件(女性151件、男性1件)、うち DV23件 ◆人権政策課で対応した相談 ・随時相談125件(女性123件、男性2件)、う ちDV86件(女性85件、男性1件) ◆DV相談を受けた関係課 生活福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課、保 健推進課、地域子育て支援課(子育て総合支 援ネットワークセンター「みらい」)	◆社会情勢等の変化に伴い、相談内容も多 様化・複雑化し、DV等で悩みを抱える相談者 が増加していることから、DV等の早期発見・ 早期解決と、被害者のニーズに沿った相談支 援体制を確立するため、DV被害者等への支 援の充実を図る。また、DV等により緊急を要 する場合には、関係各課・機関と連携し、より 一層迅速かつ的確な支援を行う必要がある。	A

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
			地域子育て支援課	母子生活支援施設における母子保護の実施を行う。具体的には、母子家庭で、居宅で生活することが児童の福祉に欠ける場合又は居宅がない場合、保護者と児童(18歳未満)に対し母子生活支援施設への入所を行い、生活指導や児童の保護を実施する。	◆母子生活支援施設にて必要な保護を行うことにより、母親と子どもの生活の安定の確保を図った。 ・母子生活支援施設措置費 20,979,962円 ・母子生活支援施設入所世帯数 延べ81世帯 ・母子生活支援施設入所人員数 延べ193人 ・母子生活相談におけるDV被害の状況(24件中14件、相談13件(うち一時保護2件)、措置3件)	母子生活相談の約7割がDV被害者からの相談であり、一時保護を念頭に対応する必要がある。関係各課および大阪府女性相談センターとの連携を密に行う必要がある。今後とも、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図る。	A
23	関係機関とのネットワークの構築	適切な支援が迅速に行えるよう、大阪府女性相談センター、ドーンセンター、警察、関係各課、市民活動団体など関係機関との連携を強化します。	人権政策課	DV被害者への適切な支援を迅速に行うため、八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催する。	◆庁内関係課(13課)による八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、DV被害者支援についての意見交換等を行った。 ◆大阪府等が主催する会議等に積極的に参加し、関係機関との連携強化を図った。 ・「大阪府内市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会」への参加 ・「中北河内ブロック男女共同参画施策担当者連絡協議会」への参加	◆八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会等において検討を重ね、より幅広い関係機関とのネットワーク構築をめざす。	A
			生活福祉課	対象者からの相談に対して、適切な他機関紹介、助言指導、情報提供等を行い、DV防止及びDV被害者の保護を推進する。	◆DV被害者の問題解決や自立に向けて、生活保護についての助言・援助を行った。 ・生活福祉課におけるDV相談の件数 30件	◆関連機関との連携の強化。	B
			地域子育て支援課	母子生活支援施設における母子保護の実施を行う。具体的には、母子家庭で、居宅で生活することが児童の福祉に欠ける場合又は居宅がない場合、保護者と児童(18歳未満)に対し母子生活支援施設への入所を行い、生活指導や児童の保護を実施する。	◆母子生活支援施設にて必要な保護を行うことにより、母親と子どもの生活の安定の確保を図った。 ・母子生活支援施設措置費 20,979,962円 ・母子生活支援施設入所世帯数 延べ81世帯 ・母子生活支援施設入所人員数 延べ193人 ・母子生活相談におけるDV被害の状況(24件中14件、相談13件(うち一時保護2件)、措置3件)	◆母子生活相談の約7割がDV被害者からの相談であり、一時保護を念頭に対応する必要がある。関係各課および大阪府女性相談センターとの連携を密に行う必要がある。今後とも、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図る。	A

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
			市民課	被害者が自ら「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することによって、市町村長は加害者等による住民基本台帳の閲覧等を拒否する。この支援申出があったときは、申出の内容について警察署や女性相談センター等の意見を聴取して支援の必要性を確認する。又は保護命令書の写しの提出があれば必要性を認める。支援措置の期間は1年間。	◆住民基本台帳における閲覧制限等の支援を行った。 住民基本台帳における支援措置対象者数(平成26年3月31日付) ・八尾市当初受付分(八尾市に現住民登録がある人のみ計上。本籍地・前住民登録が八尾市分は除く。) 支援対象者70名 上記対象者と併せて支援を求める者(世帯員)101名	◆関係各課への情報共有をデータベースで行えるよう目指す。	B
24	若い世代へのデートDV予防対策の推進	新たな被害者・加害者を生み出さないよう、高校生を中心とした若い世代に対する予防的な取組を推進します。	人権政策課	・男女共同参画センターだよりを月1回(500部程度)発行し、市内の主な公共施設と講座受講者に配布する。 ・デートDVの予防・啓発を目的としたリーフレットを市内公立中学校の生徒に配布する。	◆男女共同参画センターだより、「デートDV」についての記事掲載を行った。 ◆デートDVの予防啓発リーフレットを市内公立中学校の第1学年の生徒へ配布した。	◆今後、新たな被害者・加害者を生み出さないように、啓発リーフレットの配布等の具体的な取組みにより、デートDVの予防・啓発の推進を図る。	A
			青少年課	・地域を青少年指導員が巡回を行い、青少年が安心して活動や生活できる環境づくりに貢献する。 ・こども110番の家の協力家庭やこども110番の店の協力店舗を増やし、緊急時の避難場所を確保する。	◆青少年指導員440人による巡回活動を実施した。 ◆こども110番の家・店の協力啓発を実施した。 合計協力数 3,766件	こども110番の家・店が地域にあることの効果等を地域の人に知ってもらい、協力事業所や家の増加を図る。	B
25	加害防止のための取組みの検討	暴力の不当性・犯罪性を認識し、暴力をふるわないで問題を解決する方法を身につけられるよう、関係機関と連携して教育指導法などを研究します。	人権政策課	多くの人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発について、行政と市民が協働で取り組むという視点から、それらの実現に必要な人権教育・啓発の具体的な手法について検討を行う。	◆市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人びとの人権にも十分に配慮した行動が取れるように、「参加型で考える人権学習プログラム」の作成に取り組んだ。(23年度に作成した同和問題がテーマのプログラムについて、ブラッシュアップを行った。)	◆作成したプログラムの実践機会の確保が必要である。 ◆より多くの市民に参加いただくため、効果的な広報等を行っていく必要がある。	A
			人権教育課	・学校園での人権教育の取組を支援するとともに、人権学習プログラム及び人権教育関係資料・教材の整備を行う。 ・人権教育推進のための資料集、「人権教育のための手引き」、「人権教育の資料」を作成する。	◆市内の各学校園の教職員とともに、一人ひとりの人権の大切さを学ぶことのできる人権学習プログラムを作成し、「人権教育推進のための手引き」に掲載して各学校園での活用を促した。	◆幼稚園・小学校・中学校で、発達段階に応じてプログラムを作成している。男女平等・男女共同参画を推進していくプログラムの中にデートDV等の今日的な課題を扱ったものを作成していく必要がある。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

資料2

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
8 セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進	26	地域や事業所に対してセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	人権政策課	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発事業として、出前講座を実施する。	◆保育園の管理職以上の職員を対象に、出前講座を実施した。 ・「事例から学ぶ！セクハラ・パワハラのない快適な職場環境づくり～メンタルヘルス・マネジメントへの取り組み」受講者13名	◆今後も引き続き、地域や事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメント防止の啓発・学習の充実を図る必要がある。	A
			産業政策課	市内事業所の人権意識を啓発することで人権問題に関する幅広い理解を促進し、事業所における人権問題の解決と差別の無い企業活動をめざす。	◆市内事業所の人権啓発のため八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 【参考】八尾市企業人権協議会主催セミナー：「ダイバーシティ経営 人材の多様性を組織の力に」受講者23名	◆八尾市企業人権協議会未加入企業への加入促進と会員以外の事業所に対する広報手段の検討。 ◆市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題はセクハラなどの女性に関するもの以外に、ワーク・ライフ・バランスや公正採用、外国人雇用・障がい者雇用、パワハラなど、多岐にわたるため、毎年セクハラを重点的に啓発することは難しい。	B
	27	学校、市役所におけるセクシュアル・ハラスメント被害者への対応体制の強化	人事課	職員の能力を十分に発揮できる人材を育成し、適材適所の配置を行うとともに、セクハラ防止に向けての研修会を人権政策課と共に共同で実施する。	◆マッセOSAKAが主催するハラスメント防止リーダー養成研修に2名を派遣	◆セクハラ防止に向けての効果的な研修や啓発方法を検討していく	A
			教育サポートセンター	教職経験に応じた研修の体系化に基づき教職員の資質向上や指導力向上をめざし、研修事業を充実させる。	◆教職員を対象にしたセクシュアル・ハラスメント防止研修を行った。 ・小中学校初任者及び新規採用教職員研修の「服務に関する研修」において、セクシュアル・ハラスメント防止の講義を実施 総参加者79人。 ・講師等のための基本研修の「服務に関する研修」(教育人事課が主担当)において、セクシュアル・ハラスメント防止の講義を実施 総参加者 53人。	◆服務に関する研修における「セクシュアル・ハラスメント防止」研修の継続実施。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

資料2

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
9 生涯を通じた健康づくりに対する支援	28	<p>こころと体の健康に関する自己決定意識の浸透を図るための学習機会の提供</p> <p>女性が生涯を通じて生命の安全や健康を自己管理する意識を培い、妊娠、出産などについて自己決定意識をもつよう、性教育の充実と講座の開催など、学習機会を提供します。</p>	人権政策課	こころと体の健康に関する自己決定意識を高めるための講座を実施する。また、本講座を通して、参加者同士が共に学ぶことで、自分の内なる力を発揮し、地域や社会を変えたり、自分らしい生き方をめざす力をはぐくむことができるようにする。	<p>◆男女共同参画センター講座を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こころ・からだ・健康サロン」(全4回)参加者延べ36人(女性32人、男性4人) ・「シニアのためのこころ・からだ・くらしのリフレッシュ講座」(テーマ:ロコモ予防体操で健康を維持し、いきいきと暮らすコツ)参加者7人(女性6人、男性1人) ・「暮らしと心のリフレッシュ講座」参加者25人(女性25人、男性0人) 	◆テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。	A
			保健推進課	妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図る。	◆母子健康手帳交付数 2,205件	◆母子健康手帳交付数は出生数とともに横ばいである。その中で、出産後虐待の可能性の高いハイリスク妊婦(若年妊婦等の特定妊婦)について早期に把握し関係機関と共に継続的なフォローを実施する。	B
			保健推進課	妊娠の届出により妊婦健康診査受診券を交付し妊娠中の母子の健康増進を図る。	<p>◆妊婦健康診査受診数 24,841件</p> <p>◆妊婦歯科健康診査受診数 689件</p>	◆妊娠届出を妊娠初期に出し、母子の安全・安心な健康づくりのために妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の受診率が上がるようにPRに努めていく。	B
			保健推進課	両親教室を開催し、妊娠・出産・育児の知識の普及や働く妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」等の制度の説明をする。	◆両親教室(年間36回開催)を開催した。参加者延べ854人(実人数:妊婦250人、配偶者177人)	◆アンケート結果によると両親教室の受講者の満足度は高い。今後も両親教室に初産婦に個別案内を送付したり、休日開催の増設をしたりと受講率の増加に努めていく。	A
			指導課	学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A
	29	<p>年代に応じた健診、相談の充実と健康づくり講座等の開催</p> <p>「健康日本21八尾計画」に基づいて、生涯を通じた健康づくりや健康への自己管理意識を高めるため、啓発や情報提供、健康診査、健康教室、健康相談を充実させます。</p>	保健推進課	<p>・生活習慣病の増加や壮年期死亡の問題、健診受診率の課題を踏まえ、健康施策を図るとともに、市民・地域・関係団体と連携・協働した健康づくりの推進を目的とした事業を実施する。</p> <p>・各種健康診査を受診することにより、疾病の疑いのある者又は危険因子を持つ者をスクリーニングし、疾病の予防・早期発見を図るとともに、医療機関への受診を指導することにより、健康についての認識と保持増進を目的とする。</p>	<p>◆健康教育の実施 258回 10,152人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談の実施 2,271回 9,169人 ・地域支援事業(特定高齢者施策)の実施 二次予防事業対象者検査 2,581人 ・地域支援事業の実施(一般高齢者施策) 健康教育参加者数 6,602人 <p>◆健康診査の実施 特定健康診査等 21,681人(個別19,030人、集団956人(住民健診)、142人(地区健診)、1,553人(南高安地区健診))、健康増進法に基づく健康診査 29人、肝炎ウイルス検診 2,197人、骨密度検査 567人、歯科健康診査 4,284人、妊婦歯科健康診査 690人</p>	◆がん検診及び特定健康診査等の受診率の向上。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

資料2

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度		
	30	妊娠・出産期における健康支援	保健推進課	妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図る。	◆母子健康手帳交付数 2,205件	◆母子健康手帳交付数は出生数とともに横ばいである。その中で、出産後虐待の可能性の高いハイリスク妊婦(若年妊婦等の特定妊婦)について早期に把握し関係機関と共に継続的なフォローが必要である。	B		
			保健推進課	妊娠の届出により妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図る。	◆妊婦健康診査受診数 24,841件 ◆妊婦歯科健康診査受診数 689件			◆妊娠届出を妊娠初期に出し、母子の安全・安心な健康づくりのために妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の受診率が上がるようにPRに努めていく。	B
			保健推進課	両親教室を開催し妊娠・出産・育児の知識の普及や働く妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」等の制度の説明をする。	◆両親教室(年間36回開催)を開催した。参加者延べ854人 (実人数:妊婦250人、配偶者177人)			◆アンケート結果によると両親教室の受講者の満足度は高い。今後も両親教室に初産婦に個別案内を送付したり、休日開催の増設をしたりと受講率の増加に努めていく。	A
			企画運営課 (市立病院)	女性が安心して妊娠・出産できるように医師確保を図りつつ、周産期医療の提供を行う。	◆分娩数 754件			◆医師確保に努めながら、妊婦が安心して分娩できるよう、現在の状況を維持・継続していきけるよう取り組んでいく。	A
10 健康をおびやかす問題についての対策の推進	31	健康相談窓口の充実	保健推進課	生活習慣病の増加や壮年期死亡の問題、健診受診率の課題を踏まえ、健康施策を図るとともに、市民・地域・関係団体と連携・協働した健康づくりを推進する。	◆健康相談の実施 2,271回 9,169人	◆健診等他の事業での同時実施や地域での健康相談の実施の拡大。	B		
			企画運営課 (市立病院)	市立病院にがん相談支援センターを設置し、がんについて、治療に関するだけでなく、看護や介護、精神的不安などのあらゆる疑問や心配事に関して相談を行い、患者・家族・知人・医療関係者など、市立病院受診の有無を問わず、様々な方からの相談を受ける。	◆相談件数 1,736件(男性676件、女性1,060件)			◆国より地域がん診療連携拠点病院に指定されたことを受け、がん相談に引き続き取り組むとともに患者会等との連携に努めていく。	A
	32	健康をおびやかす問題についての情報や学習機会の提供	保健推進課	生活習慣病の増加や壮年期死亡の問題、健診受診率の課題を踏まえ、健康施策を図るとともに、市民・地域・関係団体と連携・協働した健康づくりを推進する。	◆健康教育の実施 258回 10,152人	◆地域における健康教育の場の拡充。	B		
			指導課	学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。			◆学校園全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

基本目標Ⅱ 誰もが自立して、自分らしい生き方ができる社会をつくろう

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度	
11 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保	33	雇用の場における男女平等・男女共同参画推進の重要性に関する啓発	産業政策課	勤労者と事業所向けに、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を実施する。	◆勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を実施した。 発行部数 2,000部	◆法律や制度、人権課題について分かりやすく解説するよう努める。 また、啓発したい項目すべてについて詳細に記載することはできず、啓発テーマの取捨選択をしなければならない。	B	
	34	「労働事情調査」の活用	産業政策課	労働行政に資する基礎資料を作成するため、各種意識調査(雇用・失業状況調査、勤労市民意識調査、労働実態調査)を実施する。	◆26年度は調査を実施していない。	◆計画どおり、平成29年度に、労働事情調査を実施する。	B	
	35	総合評価入札制度の検討	事業所の男女共同参画への取組みを促す手法として、総合評価入札制度を検討していきます。	契約検査課	事業所の男女共同参画への取組みを促す等の手法として、総合的に評価する入札方式の導入について検討する。	◆清掃等の業務において総合的に評価する入札契約方式を視野に入れて、入札・契約制度の検討を行った。	◆業務趣旨にあった透明性・公平性のある評価等について検討が必要とする。	C
	36	女性のための出張労働相談窓口の検討	男女共同参画センターを活用して、労働者の権利や法律上の規定、苦情の申立などについて労働関係機関と連携し、出張相談窓口を検討します。	産業政策課	勤労市民の持つ労働条件・社会保険・年金・生活等の様々な悩みや疑問についての相談を専門の相談員が受け、解決の一助とする。	◆八尾市ワークサポートセンターにおいて、弁護士と社会保険労務士による労働相談を実施した。(原則毎月第1・3水曜日、最終土曜日、予約優先) 26年度 98件	◆現在の、弁護士と社会保険労務士による、労働相談を継続することが重要であるが、近鉄八尾駅近くの八尾市ワークサポートセンターは、交通の便が良いため、男女共同参画センターに窓口を移す必要性はないと考えている。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度	
	37	母子家庭の母親 に対する支援	母子家庭の母親 のニーズを調査 し、一人ひとりが 働く意欲を高めな がら、経済的自立 ができるよう就労 支援のしくみを検 討します。	地域子育て支援 課	ひとり親家庭の自立を総合的に支援するための母子父子自立支援員を配置し、また、児童扶養手当受給者の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、自立・就労支援を行うための母子父子自立支援プログラム策定員を配置するほか、就労の確保を実践的に行うための事業を推進する。具体的な事業としては、母親の主体的な能力開発への取り組みを支援するため、技能取得費用の一部(100,000円を限度)を給付する自立支援教育訓練給付金、また、就業に結びつきやすい資格(看護師等)取得のために養成機関での受講を行うに際して、その期間中の生活の不安を解消し、安定した就業環境を提供するために、履修期間において、一定の給付を行う高等職業訓練促進給付金などがある。	◆母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給者数 17人 ◆母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業利用者数 4人 ◆母子家庭等自立支援プログラム策定件数 9件 (17,330,904円:母子家庭等自立支援事業補助金) ◆母子父子自立支援員相談件数 161件	◆給付金事業の効果測定(取得した資格が就職・転職に結びつき、結果として増収につながるかどうか)は必要だが、取得した資格によっては、必ずしもすぐに増収につながるわけでもないため、測定が難しい。 しかし、資格を取って安定した仕事に就きたいというニーズは増大すると見込まれるため、今後も給付金事業を通じて、ニーズに応じていく必要性は大きいと考えられる。 なお、給付金支給後の追跡調査では、高等職業訓練促進給付金を受給し、資格を取得した者の就業率は90%以上となっており、ひとり親家庭の自立に大きく貢献していると言える。	A
				産業政策課	働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・性別・出身地など様々な理由で就労が実現しない就労困難者を対象に、国・府等の関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援を実施する。	◆市内3カ所を拠点として、母子家庭の母親を含む就労困難者等に対し、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パソコン講座や医療事務講座といった、職業能力開発講座を開催した。 相談件数 1,011件	◆就労支援を行っているのは、母子家庭の母親を含む就労困難者等で、母子家庭の母親に特化した窓口ではない。就労困難者等が抱える課題は様々であるため、母子家庭の母親という類型化を行うのではなく、個々の相談者に寄り添った、丁寧な支援を継続していく。	B
	38	非正規雇用者の 雇用環境への支 援	事業所に対して 「短時間労働者の 雇用管理の改善 等に関する法律」 (パートタイム労 働法)や「労働者 派遣法」などの非 正規雇用に関す る法令の周知を 徹底します。	産業政策課	勤労者と事業所向けに、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を実施する。	◆勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を実施した。 発行部数 2,000部	◆多様な働き方は尊重されなければならないが、非正規雇用を希望していない労働者の処遇改善と、事業所への関係法令の周知を推進していく。	B
12 女性の チャレンジ 支援	39	女性の職業能力 開発	関係機関(例:21 世紀職業財団、マ ザーズハローワー ク等)と連携して 技能の獲得や能 力開発の機会を 提供します。	人権政策課	再就職やキャリアアップなど女性の職業能力開発を支援する講座を実施する。	—	◆テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。	A

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
			産業政策課	就労困難者の職業能力の向上を目的として、講座やセミナーを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆市で職業能力開発講座を行い、就労困難者等の職業能力開発を実施した。 ・「医療事務・医科講座」修了者 18人(うち女性18人) ・「個人対応パソコン講座」修了者 8人(うち女性8人) ・「就職するためのパソコン会計講座」修了者 8人(うち女性7人) ・「若年者向け就職支援セミナー」参加者 29人(うち女性10人) 	◆実施している職業能力開発講座について、就労に結びつく講座となっているか検証し、より効果的な講座実施につなげていく。	B
			生涯学習スポーツ課	市民が、それぞれの「ライフステージ」や「ステップ」に応じた学習活動に取り組めるよう、生涯学習講座情報の提供を行う。	◆当課及び生涯学習センター指定管理者が実施する講座について、チラシ配架や市政だより・ホームページへの掲載などにより広く市民に周知した。	◆市民が自主的に生涯学習に取り組めるよう引き続き生涯学習に関する情報提供を行うとともに、再就職を望む女性の学びなおし機会の充実に向け、生涯学習センター指定管理者等に働きかけを行う。	B
40	女性の再就労に対する支援	関係機関(例:21世紀職業財団、マザーズハローワーク等)と連携し、再就労の機会を得られるよう情報を提供します。	人権政策課	出産・育児・介護等を理由としてやむを得ず就労を中断した女性が、再就職しやすくするため、再就職に関する情報提供を行い、就業に向けた意識の向上を図るための講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。「育児休業からスムーズに職場復帰するための準備セミナー(全2回)」、参加者延べ10人(女性のみ)	◆テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。	A
			産業政策課	働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・性別・出身地など様々な理由で就労が実現しない就労困難者を対象に、国・府等の関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援を実施する。	◆市内3カ所を拠点として、母子家庭の母親を含む就労困難者等に対し、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パソコン講座や医療事務講座といった、職業能力開発講座を開催した。 相談件数 1,011件	◆就労支援を行っているのは、母子家庭の母親を含む就労困難者等で、母子家庭の母親に特化した窓口ではない。就労困難者等が抱える課題は様々であるため、母子家庭の母親という類型化を行うのではなく、個々の相談者に寄り添った、丁寧な支援を継続していく。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度	
	41	女性の起業に対する支援	融資制度など起業に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携して経営に関する知識などを身につける学習機会を提供します。	人権政策課	これまで培ってきたキャリアやスキルを活かして講師として活躍したいと考える女性を対象に、企画の立て方から講座運営のコツ、講師業の心構え等を学ぶ講座を実施する。	—	◆テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。	A
				産業政策課	市立中小企業サポートセンターのインキュベートルームを使用する起業予定者等の選定及び利用者に対する創業支援を実施する。	◆使用者募集・選定及びインキュベートルームによる利用者への創業支援を行った。 インキュベートルーム利用者 個室3者、共同利用室4者(うち女性0人)	◆インキュベートルームマネージャーをはじめとするソフト面での支援やサービス提供の内容とその継続性。	B
13 仕事と子育て・介護の両立のための支援の充実	42	男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の推進	働く男女が利用しやすいよう、多様な雇用形態やニーズに対応した子育て支援の充実を進めます。	こども政策課	次世代育成支援行動計画を全庁的な取り組みとして推進するとともに、進捗管理を行う。また、各種団体代表者、市民公募委員等からなる次世代育成支援推進委員の会議の運営を行う。なお、次世代育成支援推進委員の会議は、平成25年度より子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て会議として開催する。	◆子ども・子育て会議を14回開催した。 委員内訳(女性17名、男性8名)	◆平成27年度を計画期間の開始年度とする八尾市こどもいきいき未来計画のもと、多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実を図るため、引き続き、子ども・子育て会議等を開催し、子ども、家庭、市民・地域、企業、行政のパートナーシップによる取り組みを進める。	A
				こども政策課	次世代育成支援行動計画後期計画における重点課題に対応するための事業を実施する。	◆「赤ちゃんの駅」認定数 14ヶ所(累計20ヶ所) ◆コミュニティセンターに絵本を配架し、読み聞かせや育児相談などの取り組みを実施した。 参加者組数(親子) 259組	◆子ども施策等の取り組みについて、情報共有や共催できる取り組みの庁内調整や協力体制を確保するとともに、市民・事業者との協働による事業の検討および実施をする必要がある。	A
				こども施設課	就労と子育てを両立し、安心して子育てできる環境の整備を図るため、保護者の勤務状況等により、日曜・祝日等に児童が保育に欠ける場合に私立保育園において保育する。	◆休日保育事業の実施 ・キリン保育園 延べ利用児童数 707人(2,453,500円) ・マリア保育園 延べ利用児童数 102人(1,351,000円) ・アスク久宝寺駅前保育園 延べ利用児童数 90人(1,351,000円)	◆平成27年度からすべての公・私保育園は子ども・子育て支援新制度の施設型給付費へ移行し、休日保育事業は公定価格の加算部分となるが、保護者の就労形態の多様化にともない日曜日・祝日に保育を必要とする児童が増えており、ニーズに対応するためには、休日保育制度は必要不可欠である。	B
				地域子育て支援課	病児対応型:児童が病氣回復期または病氣回復期に至らないが、当面症状の急変が認められない状態にあり、自宅療養が必要な場合に病児・病後児保育室で預かる事業を行う。 体調不良児対応型:事業実施保育所に通所しており、保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、その園の医務室等で保育する事業を行う。	◆病児・病後児保育事業を実施した。 ○病児対応型 ・八尾徳洲会総合病院(延べ利用日数)765日 ・マリア保育園(延べ利用日数)70日 ○体調不良児対応型 ・キリン第二保育園(延べ利用児童数)138人 ・マリア高安保育園(延べ利用児童数)401人 ・龍華保育園(延べ利用児童数)162人 ・久宝寺保育園(延べ利用児童数)260人 ・キリン保育園(延べ利用児童数)100人	◆病児・病後児対応型については、緊急時の際の医療機関との連携について、国要綱どおり書面での取り交わしをしておくことが必須である。 体調不良児対応型の実施施設数について、増加していく予定であるが、国補助金の実施条件上の課題あり	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
			地域子育て支援課	子育てを助け合う会員組織を作り、養育者が仕事と育児を両立できるようにすることで、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図ることを目的に、依頼会員、援助会員、両方会員の募集、登録、研修・会員間の調整及びコーディネート・会員間の交流事業を実施する。	◆子育てを助け合う会員組織をつくり、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図るファミリーサポートセンター事業の実施。 ・依頼会員(787人) ・援助会員(291人) ・両方会員(96人) ・活動件数(4,384件)	◆多様なニーズへの対応 ・制度の普及による地域の子育て力アップを図る。	B
			地域子育て支援課	・短期入所事業(ショートステイ):家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や母子が緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一時的に最高7日間連続して養育・保護する。 ・夜間養護事業(トワイライトステイ):保護者等が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合に預かる。	◆子育て短期支援事業の実施 ショートステイ(延べ利用日数)74日 トワイライトステイ(延べ利用日数)393日	◆事業の適正な運営、特に児童の処遇面については、指導・監督が必要。所得に応じた利用料の減免制度があるため、一時保育事業(減免制度なし)代わりに利用するケースが見受けられ、施設側からはそうした利用を疑問視する声もある。本事業を必要とする市民の利用を妨げることにもなるため、利用者に対する市側のコーディネートが重要である。	B
			こども施設課 地域子育て支援課	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため長時間保育を実施しているが、さらに延長保育を実施する。	◆延長保育利用者数(公立7カ所) 330名 延長保育利用者数(私立32カ所) 45,521名	◆保護者のニーズに応じて、延長保育事業を継続する。	B
43	男女共同参画の視点に立った高齢福祉施策の推進	仕事と介護の両立ができるよう、介護保険制度の普及とともに、必要な情報が必要なおところに届くよう情報提供や相談窓口の充実を図ります。	高齢福祉課	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が高齢者自身やその家族等からの相談に応じ、特定高齢者(生活機能の向上が必要な人)のマネジメント(福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐこと・手法)や虐待・権利擁護への対応、困難事例の調整、介護支援専門員への助言などを行う。	◆平成26年度4月、社会福祉会館に市直営包括のランチを開設。相談窓口の充実を図った。 ・地域包括支援センター(直営1カ所、ランチ1カ所、地域型10カ所)における相談件数20,752件(内、権利擁護1,753件、虐待1,134件)	◆高齢化に伴い、介護等に関する相談件数の増加に対応していくために、相談体制を強化するとともにネットワーク機能を強化する必要がある。	A
			介護保険課	利用者が適切に介護保険サービスを利用することができるよう環境(利用者支援体制)の整備を行う。	◆介護保険の情報を提供するため、パンフレット等を作成し、市内の公共施設等に配布した。(2,258,280円)	◆利用者の選択機会を保障し、介護保険制度の適切な利用を引き続き推進していく必要がある。	A
44	育児・介護等への男性の参加の促進	男性が育児や介護等の家事責任を担うことができるよう学習機会や情報を提供します。	人権政策課	男性の家事・育児・介護への参加を促進する講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 ・「親子のためのアート講座」男性参加者1人 ・「パパと一緒にベビーキッズビクス(年齢により2枠設定)」男性参加者42人 ・「パパと一緒にアートセラピー」男性参加者3人 ・「親子で楽しむ すみれのおはなし会」男性参加者 延べ4人	◆内容によっては、男性の参加が少ない講座もあるため、企画内容等をさらに工夫する必要がある。	A

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
			地域子育て支援課	地域子育て支援事業の一つとして、子育て講演会を開催する。	◆子育て講座を開催した。 -「子どもの叱り方を考える」(H26.11.29) -「子どもの目が輝く！ダイナミックダンボール」(H27.2.22)	◆子育て支援情報提供業務(提案型公共サービス実施制度事業)において子育て講演会を実施するが、年間2回の予定の中で、男性も参加できるような講座も開催していきたい。	B
			高齢福祉課	要援護高齢者と同居する家族に対して在宅介護に必要な知識の伝達と技術の支援を行うために家族介護教室を実施し、高齢者の在宅生活の継続を可能にし、生活の向上を図る。	◆地域包括支援センター(地域型10ヵ所、プランチ1ヵ所)における家族介護教室の開催回数77回 参加人数 1,190人	◆在宅介護を支える事業として、引き続き地域に広く啓発していく必要がある。	A
			保健推進課	両親教室を開催し妊娠・出産・育児の知識の普及や働く妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」等の制度の説明をする。	◆両親教室(年間36回開催)を開催した。 参加者延べ 631人 (実人数:妊婦250人、配偶者177人)	◆アンケート結果によると両親教室の受講者の満足度は高い。今後も両親教室に初産婦に個別案内を送付したり、休日開催の増設をしたりと受講率の増加に努めていく。	A
			職員課	職員の仕事と子育ての両立を支援するため、現行制度の周知やその活用の促進に向けた行動計画を推進する。	◆「育児支援ハンドブック～子育てと仕事の両立に向けて～の活用 ・年次有給休暇の取得の促進 ・特別有給休暇等の各種制度の周知及び取得の促進 ・超過勤務時間の縮減 ・育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成 ・新規採用研修等において、各種制度の研修・啓発	◆依然として男性の育児休業・部分休業取得者数が少ないので、制度の周知や利用促進の働きかけをしていく。 ・超過勤務時間の増加傾向が止まらず、家庭における覚醒時間が十分にあるとはいえない。ワークライフバランスの観点から、啓発などの働きかけをしていく。	B
45	両立支援に向けた事業所の取組みの促進	男女労働者が仕事と家庭・地域生活のバランスのとれた生活がおくれるよう、事業所に向けて「次世代育成支援事業主行動計画」の策定や、両立支援策の実施など、就業環境の整備を促します。仕事と家庭・地域生活の両立支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰する顕彰制度を検討します。	人権政策課	企業向けに、テーマの設定から講師の派遣、講座の実施までサポートを行う出前講座を実施する。	◆八尾市企業人権協議会の会員企業や希望する市民に対し、人権啓発に関するセミナーを行った。(産業政策課との共催実施) -「ダイバーシティ経営 ～人材の多様性を組織の力に～」受講者23名	◆中小零細企業等に対し職業生活と家庭・地域生活の両立の重要性を理解してもらうことが難しい。興味を引くテーマ設定やPR方法、開催日時等を検討する。	A
			産業政策課	市内事業所の人権意識を啓発することで人権問題に関する幅広い理解を促進し、事業所における人権問題の解決と差別の無い企業活動をめざす。	◆市内事業所の人権啓発のため八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 【参考】八尾市企業人権協議会主催セミナー:「ダイバーシティ経営 人材の多様性を組織の力に」受講者23名	◆八尾市企業人権協議会未加入企業への加入促進と会員以外の事業所に対する広報手段の検討。 ◆市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題はセクハラなどの女性に関するもの以外に、ワーク・ライフ・バランスや公正採用、外国人雇用・障がい者雇用、パワハラなど、多岐にわたるため、啓発テーマの取捨選択をしなければならない。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度	
	46	ひとり親家庭への支援の充実	母子家庭、父子家庭それぞれのニーズを調査し、それらに即した支援を充実させます。	地域子育て支援課	ひとり親家庭の就労支援や生活の安定を図るために、家庭生活支援員を派遣し、家事支援や子育て支援を行う。	◆母子家庭等日常生活支援事業 派遣家庭数 4世帯、派遣回数 119回、派遣時間数 235.5時間、支援員数 14人、実績額 370,064円	◆今後とも、事業実施を通じて、ひとり親家庭のニーズに即して支援し、もってひとり親家庭の自立に資していく。	A
14「ワーク・ライフ・バランス」という考え方の普及	47	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」推進の機運の醸成	多様な媒体を通じて、職業生活と家庭・地域生活の両立を図ることの重要性を啓発します。	人権政策課	啓発事業の実施や情報誌への記事掲載等により、ワーク・ライフ・バランスの重要性について意識啓発を行う。	◆男女共同参画情報誌「えいぶりの10」において、「男性の育児休業取得を応援します！～先輩パパの体験談と制度の紹介～」の記事を掲載し、市内公共施設等に配架した。(3,000部×年2回) ◆テーマの設定から講師の派遣、講座の実施までサポートを行う出前講座の募集を行い、企業向けに実施した。(産業政策課との共催実施) ・「ダイバーシティ経営 ～人材の多様性を組織の力に～」受講者23名 ◆ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みやイベントの開催についてホームページに掲載した。 ◆環境保全課との共催により、セタライトダウンキャンペーンを行い、地球温暖化防止の取り組みを進めるだけでなく、市役所全庁に対して、ワーク・ライフ・バランス推進のため、当日は定時帰社を推奨し、働き方の見直しについての呼びかけを行った。	◆関係課との連携により、事業を実施していく。 ◆より多くの参加につなげるため、興味を引くテーマ設定や周知方法、開催日時等の検討を行う必要がある。	A
			子ども政策課	次世代育成支援行動計画を全庁的な取り組みとして推進するとともに、進捗管理を行う。また、各種団体代表者、市民公募委員等からなる次世代育成支援推進委員の会議の運営を行う。	◆子ども・子育て会議を14回開催した。委員内訳(女性17名、男性8名)	◆平成27年度を計画期間の開始年度とする八尾市子どもいきいき未来計画のもと、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、引き続き、子ども・子育て会議等を開催し、子ども、家庭、市民・地域、企業、行政のパートナーシップによる取り組みを進める。	A	

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
			こども政策課	次世代育成支援行動計画後期計画における重点課題に対応するための事業を実施する。	◆「赤ちゃんの駅」認定数 14ヶ所(累計20ヶ所) ◆コミュニティセンターに絵本を配架し、読み聞かせや育児相談などの取り組みを実施した。 参加者組数(親子) 259組	◆子ども施策等の取り組みについて、情報共有や共催できる取り組みの庁内調整や協力体制を確保するとともに、市民・事業者との協働による事業の検討および実施をする必要がある。	A
			産業政策課	市内事業所の人権意識を啓発することで人権問題に関する幅広い理解を促進し、事業所における人権問題の解決と差別の無い企業活動をめざす。	◆市内事業所の人権啓発のため八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。 【参考】八尾市企業人権協議会主催セミナー:「ダイバーシティ経営 人材の多様性を組織の力に」受講者23名	◆八尾市企業人権協議会未加入企業への加入促進と会員以外の事業所に対する広報手段の検討。 ◆市内事業所に対して人権啓発を行っているが、人権課題はセクハラなどの女性に関するもの以外に、ワーク・ライフ・バランスや公正採用、外国人雇用・障がい者雇用、パワハラなど、多岐にわたるため、啓発テーマの取捨選択をしなければならない。	B
	48	様々な働き方についての情報提供	産業政策課	勤労者福祉の増進を目的に発行している「労働情報やお」において、企業の社会的責任や様々な人権の重要性等の啓発を行う。また、八尾市ワークサポートセンターにおいて職業相談・職業紹介が利用できること、また在宅ワーク支援事業に関わる情報提供を行う。	◆勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を実施した。 発行部数 2,000部	◆法律や制度、人権課題について分かりやすく解説するよう努める。 また、啓発したい項目の全項目を詳細に記載することはできず、啓発テーマの取捨選択をしなければならない。	B
15 外国人女性への支援	49	多言語による情報提供の充実	文化国際課	外国人市民情報提供事業として、英語・中国語・ベトナム語の3か国語で、行政情報や地域情報を掲載した情報誌を年6回発行することで、外国人市民のコミュニティ形成を支援するとともに、外国人市民が地域社会の構成員として地域コミュニティとの共生を図れるよう支援を行う。	◆外国人市民情報提供事業 英語・中国語・ベトナム語の3ヶ国語版で年6回発行した。	◆現在発行が2ヶ月に1回のため、市政日よりと比べ情報提供の時期が遅いことが課題である。	B
	50	外国人市民のための相談窓口の充実	人権政策課	女性の抱える様々な悩みに対応し、自立を支援するために、女性の専門相談員による相談事業を行う。被害者が外国人市民であり通訳が必要な場合は、関係課等と連携し通訳者の手配に努める。	◆関係機関と連携し、通訳を介して相談に対応したケースは実績なし。	◆特殊な言語に対する通訳の確保が課題である。	A
			市民ふれあい課	市民相談の一つとして、総合案内室に中国語とベトナム語の通訳者を配置し、市役所に用務で来られた方の通訳及び相談業務を行う。	◆相談件数 ・中国語 924件 ・ベトナム語 1075件	◆相談者に制度等を理解していただくための説明を通訳することが多いため、1件あたりの所要時間がかかるケースがあり、予約しないで来庁されると、通訳者が不在で、待ち時間が長くなる場合がある。 市立病院の患者に対する通訳などのニーズには対応できていないが、今後、検討が必要である。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度	
			文化国際課	外国人市民相談事業として、市役所庁舎外での行政手続き等の通訳・相談に対応するため、ベトナム語相談を週4日、中国語、韓国・朝鮮語の相談を週1日実施する。	◆外国人市民相談事業 中国語、韓国・朝鮮語相談件数 82件、ベトナム語相談件数 857件	◆相談事業の周知。	A	
	51	多文化理解のための学習機会の充実	国際理解を深めるための学習機会を充実するとともに、市民や市民活動団体が行う男女共同参画に関する国際交流活動や国際協力を支援します。	文化国際課	市民と密接した国際化への対応を進めるため、公益財団法人八尾市国際交流センターの機能向上を図る。	◆(公財)八尾市国際交流センターの運営を補助し、財団の実施する多文化理解のための取り組みを支援。センター事業として、外国人市民のための災害ボランティアセミナーなどを実施し、国籍や性別を問わず、地域での多文化理解を深めるための学習機会の充実等を図った。	◆国際交流市民団体の支援・協力や、八尾市の姉妹友好都市等との交流事業を実施するなど、八尾市の国際交流協会として独自性ある事業展開を図るとともに、外国人市民支援の取り組みを広げ多文化共生の実現に向けて貢献度の高い事業を実施していく必要がある。	B
			生涯学習スポーツ課	西郡識字教室・安中識字教室・高砂日本語教室において、「よみ・かき・ことば」など学習の機会の提供を行い、継続学習による基礎学力の向上を図る。	◆識字日本語学級を開催した。 ・西郡識字教室 開催数40回 ・安中識字教室 開催数39回 ・高砂日本語教室 開催数39回 延べ出席者数 965人	◆よみ・かき・ことばを必要とする市民がいる現状を踏まえ、引き続き学習の場を提供していく。	B	

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

基本目標Ⅲ 男女が協働して暮らしやすいまちをつくろう

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
16 行政分野における女性の参画の推進	52	審議会などの委員への女性の登用の推進	人権政策課	「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」に基づき、女性の参画拡大を図るための具体的で実効性のある取り組みを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ◆審議会等における女性委員の登用について、実効性を高めるとともに、その目標達成を図るため、「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」を策定した。 ◆審議会等の新設又は委員の改選、補充に際し、審議会等所管課に対して、女性委員の登用に関して事前協議を実施した。 	◆政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、「審議会等への女性委員の登用に関するポジティブ・アクションプラン」に基づき、今後も引き続き、具体的で実効性のある取り組みを進めていく必要がある。	A
	53	市職員・教職員における管理職への女性の登用の推進	人事課	女性職員の能力が十分に発揮できるように、働く環境を整備するとともに、管理職への登用を促進させることで組織をより充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ◆市役所の女性管理職(課長補佐級以上)の割合(H26.4.1現在) ・総数 男性 1418人、女性 879人(38.2%) ・管理職(課長補佐以上) 男性 370人、女性 66人(15.1%) 	◆出産育児世代と育児休業期間がほぼ重なる状態となり、職員の昇任・昇格にどうしても影響が出てしまう。また、教育委員会については女性管理職が22.5%(平成26年4月1日現在)、市立病院については女性管理職が28.1%(平成26年4月1日現在)となっており、部分的に満たしている状況である。	B
			教育人事課	女性職員の能力が十分に発揮できるように、働く環境を整備するとともに、管理職への登用を促進させることで組織をより充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ◆幼・小・中・特別支援学校の女性管理職の割合(H26.4.1現在) ・校長 9人/45人 ・教頭 9人/46人 ・園長 8人/19人 ・合計 26人/110人(24%) 	◆女性管理職の割合は20%以上を維持しているが、さらに育成をすすめ女性管理職の登用を促進していく。	
17 企業、各種団体などにおける女性の能力発揮のための取組みの促進	54	企業の積極的な女性の能力活用の取組みを顕彰するしくみづくり	人権政策課	男女共同参画に積極的に取り組む企業等を表彰する顕彰制度について検討する。	—	◆国や大阪府が行っている表彰制度等を活用し、男女共同参画社会づくりに資する取組の一層の促進を図っていく。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
	55	働く女性のネットワークづくりの促進	人権政策課	ロールモデル事業の効率的な活用を検討する必要があり、現在のところ未実施。	—	◆ロールモデル事業の効率的な活用を検討している。	A
	56	自治会などの地域団体における男女共同参画の促進	人権政策課	あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深め、啓発に努めるとともに、人権尊重の理念を市民一人ひとりの心の中に育てるため、さまざまな取り組みを推進する。	◆地区人権研修(16地区) ◆みんなのしあわせを築く八尾市民集会 ◆人権啓発推進委員養成研修(年5回) ◆一日研修会 ◆協議会役員に占める女性の人数 ⇒男性14人、女性6人(30.0%)	◆協議会への委員の推薦については各団体に委ねられている。	A
市民ふれあい課			町会加入世帯が100世帯以上の町会には6,500円、同100世帯未満の町会には5,000円、町会加入1世帯あたり170円を補助金として、また町会加入1世帯あたり110円を業務委託料としてそれぞれ八尾市自治振興委員会に交付し、その活動を支援している。	◆八尾市自治振興委員会への補助金の交付、八尾市自治振興委員会への業務委託料の交付。 ◆市政だよりの配布、ポスターの掲示、チラシの回覧等の業務を八尾市自治振興委員会へ委託。 ・自治振興委員幹事 男性40人、女性2人(4.8%) ・自治振興委員 男性599人、女性150人(20.0%)	◆八尾市自治振興委員会や町会の健全な育成を図るうえで、自治振興委員に占める女性の割合を高め、同委員会や町会の活動や意思決定過程への女性の参画機会を増やしていくことが求められるが、自治振興委員の選任については、各町会に委ねられており目標値に従って女性比率を増やしていくことは困難が伴う。 また、男性が自治振興委員に就任すると報告・登録しながら、実際の町会活動は、当該男性委員の配偶者である女性が行っている場合もある。 今後も啓発等を通じて女性の参加を促していく必要がある。	A	
青少年課			各種団体の事業計画や、運営方針等を協議・決定する各種団体の委員会や役員会、幹事会での女性委員・女性役員の割合の増加をめざす。	◆青少年育成等に関わる団体 ・八尾市青少年育成連絡協議会役員 男性:6人、女性5人(45.4%) ・八尾市青少年問題協議会 男性:13人、女性10人(43.5%) ・八尾市立青少年運動広場運営委員会 男性4人、女性3人(42.9%) ・放課後子ども教室運営委員会 男7人、女3人(30.0%) ◆こども会(37地区・203団体)育成者 男性会長44人、女性会長159人(78.3%)	◆団体からの委員推薦に際しては、女性役員を依頼しているが、団体の役員人事において女性比率の増加を依頼するのは難しい。	B	

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
			地域福祉政策課	関係機関との連携をとり民生委員児童委員の活動を円滑に進める。	◆民生委員・児童委員協議会 男性179人、女性224人(55.6%) 【平成26年度の委嘱については4月・6月・8月・10月・12月・翌2月の6回であった。上記の数値は平成27年3月31日現在のものであるため、プランの指標と目標値に掲載している数値とは異なる。】	◆幹事については女性委員が少ない。 ◆委員の委嘱については今後も偏りのないよう努めていきたいと考える。	C
			高齢福祉課	各審議会等において政策方針、意思決定、意見交換、課題整理等を行う。	◆地域ケアケース会議 男性61人 女性73人 地域ケア連絡協議会 男性17人 女性4人 地域包括支援センター運営協議会 男性10人 女性 7人	◆今後も引き続き、女性委員の積極的な登用を目指し、関係機関への働きかけに取り組んでいく。	A
			生涯学習スポーツ課	PTAと学校園の連携のもと、家庭教育学級を実施する。	◆PTAと学校園の連携のもと家庭教育学級を実施した。延べ参加者数7,820人	◆より家庭の教育力の向上を図れるような内容での取り組みが望まれる。実施者に対して、市等が実施できる出前講座情報を提供するとともに、より家庭の教育力の向上を図れるような内容での実施を働きかけていく。	B
18 女性の 人材養成	57	女性リーダーの養成・発掘と登用のしくみづくり	人権政策課	地域活動やまちづくり活動において、中心となって活躍できる女性リーダーの養成を図る講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 ・「60代からの女性のチャレンジ講座 地域で何かをはじめよう(全2回)」参加者延べ8人 ・「女性のチャレンジ講座」参加者8人	◆地域で活躍する女性リーダーを発掘するとともに、その育成・支援に取り組んでいく。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度	
	58	人材リストの整備と活用	審議会・協議会の委員として、また、講座等の講師として協力してもらうことのできる個人および団体のリストを整備し、活用に供します。	人権政策課	審議会等の委員や講座等の講師として協力してもらうことのできる個人及び団体の人材リストを整備する。 (人材リストの整備については、現在のところ未実施。)	◆審議会等所管課に対し、大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)の情報ライブラリー等を活用した人材情報を提供した。	◆専門的な分野で活躍する女性の情報が少ないため、その収集に努める必要がある。 ◆各専門分野において、見識や経験を有する人材情報を提供することを目的とした女性人材バンクの設置に向けて、引き続き研究を行う。	A
19 防災分野での男女共同参画の推進	59	女性消防吏員の積極的な採用・配置	災害現場等での活動業務に女性消防吏員が従事できるよう、職場環境の整備や、採用・配置を進めます。また、女性の消防団員の実現をめざします。	消防総務課	・女性消防吏員の24時間交替制勤務従事に必要な環境整備及び能力開発を積極的に図り、女性消防吏員の職域を拡大する。 ・地域における災害発生時の防災体制強化を図るため、女性団員を含めた青年層の入団を促進するとともに、消防団施設等の整備や装備、訓練、処遇等を充実させる。	◆女性消防吏員4名が救急隊として活動業務へ配属及び女性消防吏員1名が指令課員として配属した。 ◆女性消防吏員2名を部内委員会(セクシャル・ハラスメント相談員)として登用した。 ◆女性消防吏員1名を部内委員会(不祥事検討委員会委員)として登用した。 ◆平成26年度に5名の女性消防団員が入団した。 ◆応急手当指導員の資格を全員が取得した。 ◆消防署が実施している一般家庭の防火診断に女性消防団員も同行し、防火意識の高揚に努めた。 ◆各種(水防訓練・出初式)訓練に参加した。 ◆春・秋季火災予防運動に伴い防火パトロールを実施した。	◆出張所等における女性消防吏員の交替制勤務従事に必要な施設(仮眠室、トイレ、浴室等)の整備 ◆女性消防吏員にとって働きやすい資機材の開発・導入等 ◆組織における男女共同参画社会意識の浸透 ◆応急手当指導員の資格を活かし、消防署が実施している各種救命講習会に指導員として参加を促すとともに、女性団員に配慮した活動環境を整備して、さらに活性化を図る必要がある。	A
	60	男女共同参画の視点での地域防災計画等の見直し	地域防災計画、各種対応マニュアル・支援策において、被災時あるいは復興時の男女のニーズの違いなどに配慮できているか、という観点から点検・見直しを行います。	地域安全課	市民の生命及び財産を災害から保護するため、地域防災計画が現状に適した計画となるよう、改訂等に必要資料の収集及び部局との調整を図りながら、適宜改訂を行い、その推進に努める。	◆地域防災計画改訂に伴い、災害対策組織体制を全面的に見直し、災害対策本部の役割を精査するとともに、災害対策本部への女性職員の出席を明記した。 ◆また、避難所の開設・管理において女性の視点にも留意することを追記するとともに、復興計画の策定に関しても、男女共同参画の視点を盛り込む等した。	◆男女の視点により、備蓄物資が多様な品目にベースアップすることで、保管場所(倉庫)が不足がちになるため、保管場所の確保が今後の課題となる。 ◆各種マニュアルの見直しには全庁的な調整が必要である。	B
	61	災害・復興時における女性の権利の尊重	災害・復興時における女性をめぐる問題を人権尊重の視点で洗い出し、地域防災計画などに生かします。	地域安全課	市民の生命及び財産を災害から保護するため、地域防災計画が現状に適した計画となるよう、改訂等に必要資料の収集及び部局との調整を図りながら、適宜改訂を行い、その推進に努める。	◆地域防災計画改訂に伴い、災害対策組織体制を全面的に見直し、災害対策本部の役割を精査するとともに、災害対策本部への女性職員の出席を明記した。 ◆また、避難所の開設・管理において女性の視点にも留意することを追記するとともに、復興計画の策定に関しても、男女共同参画の視点を盛り込む等した。	◆男女の視点により、備蓄物資が多様な品目にベースアップすることで、保管場所(倉庫)が不足がちになるため、保管場所の確保が今後の課題となる。 ◆各種マニュアルの見直しには全庁的な調整が必要である。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
62	地域における防災意識の向上および女性リーダーの育成	地域住民が緊急時の対処法や復興時の体制に関する知識を習得できる機会を充実します。また、災害時や復興活動における女性リーダーの育成を図ります。	人権政策課	防災意識の向上と災害への備えや心構えについて学ぶ講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 ・「防災セミナー ～もしものときのために防災”脳”を活性化させよう!!」参加者延べ4人(女性4人、男性0人)	◆地域安全課所管の自主防災組織に働きかけるなどにより、男女共同参画の視点をもった女性リーダーの育成等を検討する。	A
			地域安全課	災害発生時に市民が地域で協同して取り組むことにより、災害による被害を最小限に抑制するため、自主防災組織の結成を促進し、当該組織の防災活動を支援するため、技術的指導や、防災資器材の整備助成等を行う。	◆自主防災組織結成率は、平成26年度末時点で81.2%(608町会)まで上昇した。 ◆自主防災組織内において、女性リーダー、女性班員が増加した。 ◆各自主防災訓練や防災講演会等を通じて、女性リーダーの必要性等を訴えた。	◆自主防災組織間の連携体制がないため、個別の活動になる。 ◆自主防災組織の高齢化 ◆若い世代の参加が少ない。 ◆若い世代のリーダー(女性を含む)は、仕事や家庭の内情で参加できない方が多い。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度
20 環境やまちづくり分野での男女共同参画の推進	63	男女共同参画による環境への取り組み	環境保全課	地球温暖化対策を市民・事業者・行政のパートナーシップによる推進組織を設立し、「八尾市地球温暖化対策実行計画」に基づき具体的な対策・施策、目標の設定を行い、取り組みを推進する。	◆八尾市地球温暖化対策推進運営会議 開催実績：年2回 委員内訳：男性10人、女性5人(33.3%)	◆八尾市地球温暖化対策推進運営会議の委員は改選はしていないが、市民との協働を進めて行く中で環境分野における女性の参画を促進し、構成比率をどのように向上させていくかが今後の課題である。	A
	64	地域活動における女性リーダーの育成	人権政策課	地域活動やまちづくり活動において、中心となって活躍できる女性リーダーの養成を図る講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 ・「60代からの女性のチャレンジ講座 地域で何かをはじめよう(全2回)」参加者延べ8人 ・「女性のチャレンジ講座」参加者8人	◆地域で活躍する女性リーダーを発掘するとともに、その育成・支援に取り組んでいく。	A
21 男女共同参画推進の拠点としての男女共同参画センターの充実	65	男女共同参画の視点に立った講座の開催	人権政策課	男女共同参画をテーマとした各種講座を実施する。 (エンパワーメント講座) 男女共同参画社会の実現に向けて、女性も男性も、自立して個性と能力を発揮することができるように、必要な能力・知識を身につけることを目的とする講座。 (両立支援講座) 男女それぞれの職業生活と家庭・地域生活との両立について、必要な知識や能力を養うための講座。 (市民講師講座) 市民ボランティアに講師を依頼することによって、男女共同参画意識の高揚を図るとともに、市民同士の交流を深めることを目的とした講座。 (交流講座) グループワーク形式などにより、受講者が「子育て」「老い」「からだ」等についての様々な悩みを相互に分かち合うことによって、解決の糸口あ乗り越える力を養うとともに、参加者同士の交流を図るための講座。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 年間69回・参加者854人(女性720人、男性134人) ・エンパワーメント講座 5回(女性35人、男性3人) ・両立支援講座 6回(女性56人、男性72人) ・市民講師講座 1回(女性20人、男性0人) ・交流講座 57回(女性609人、男性59人)	◆テーマによって参加者数に偏りがあるため、テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。	A

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【個表】調査票①

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	男女共同参画 への貢献度	
	66	女性のエンパワメント講座の開催	女性が仲間とともに学ぶことで、自分の内なる力を発揮し、地域や社会を変えたり、自分らしい生き方をめざす力をはぐくむことができるよう、講座を開催します。	人権政策課	男女共同参画社会の実現に向けて、女性も男性も、自立して個性と能力を発揮することができるように、必要な能力・知識を身につける講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。(エンパワメント講座) 4講座、延べ参加者 38人(女性35人、男性3人) ・「今時のニュース報道が良く分かる！プロが読み解くニュースの講座」、「防災セミナー ～もしものときのために防災“脳”を活性化させよう！！～」、「女性のための法律講座」、「人づきあいがラクになるコミュニケーション講座」	◆テーマによって参加者数に偏りがあるため、テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。	A
	67	男女共同参画の視点で活動する団体等の育成と支援	男女共同参画の視点で活動する団体等に情報や学習機会を提供し、活動の活性化が図られるよう支援します。	人権政策課	男女共同参画の視点や意識を持ち、主体的に活動する市民のグループの育成をめざした講座等を実施する。 (男女共同参画の視点で活動する団体等に対する情報発信や学習機会の提供は、現在のところ未実施)	—	◆男女共同参画の視点や意識を持ち、主体的に活動する市民のグループの育成が難しい。年代や課題を絞ったグループ講座を継続的に実施し、そこからグループができることをめざしている。	A
	68	男女共同参画に関する情報提供の充実	男女共同参画への理解を深めるために、男女共同参画に関する情報や図書を充実させます。	人権政策課	・男女共同参画情報誌「えいぶりの10」を年2回(1回につき3,000部)発行し、市内の主な公共施設などに配架する。 ・男女共同参画に関する図書の貸出を行う。 ・男女共同参画センターだよりを月1回(500部程度)発行し、市内の主な公共施設と講座受講者に配布する。	◆男女共同参画情報誌「えいぶりの10」を年2回、各3,000部発行した。 ◆市政だより「じんけん」コーナー(6月号、11月号)に男女共同参画に関する記事を掲載した。 ◆男女共同参画センターだよりを月1回(500部程度)発行した。 ◆男女共同参画センターにおける図書の貸出を行った。また、新着図書については、男女共同参画センターだよりに掲載し、本の紹介を行った。貸出数 447冊。	◆掲示・配架時期の工夫や、イベント開催時に広く配布するなどして周知を図る必要がある。 ◆男女共同参画に関する様々なジャンルの蔵書の充実を図る。	A
	69	男女平等・男女共同参画の視点に立った相談の充実	DV相談をはじめ、固定的な性別役割分担意識から起こる男女の悩みに対する相談窓口を充実します。	人権政策課	女性の抱える様々な悩みに対応し、自立を支援するために、女性の専門相談員による相談事業を行う。	◆男女共同参画センター「すみれ」における相談事業 ・面接相談(女性のみ対象)205件、うちDV88件 ※平成26年4月より、既存の相談枠を拡大(月5回18枠から月6回22枠、年間48枠増)し、相談・支援体制の充実を図った。 ・電話相談(女性のみ対象)25件、うちDV4件 ・随時相談152件(女性151件、男性2件)、うちDV23件 ◆人権政策課で対応した相談 ・随時相談125件(女性123件、男性2件)、うちDV86件(女性85件、男性1件)	◆社会情勢等の変化に伴い、相談内容も多様化・複雑化しているため、女性の抱える様々な悩みに対応し、自立を支援するために、今後も引き続き女性の専門相談員による相談事業の充実を図る。	A

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【個表】調査票②

目標	施策	具体的な施策	担当課	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性
1 DVを許さない市民意識の醸成	1 多様な媒体によるDV防止のための広報・啓発	市政だよりや男女共同参画に関する啓発冊子、市ホームページなどの多様な媒体を通じて、DV防止についての広報、啓発を進めます。	人権政策課	◆市政だよりの「じんけん」コーナーにおいて、「デートDVをご存じですか？」(6月号)及び「あらゆる暴力の根絶に向けて11月12日～25日は女性に対する暴力の運動期間」(11月号)を掲載し、暴力根絶についての啓発を行った。 ◆男女共同参画センターだより7月号及び11月号において、DV・デートDVに関する内容を掲載し、市内の公共施設、主要駅等に配架した。	◆手軽に男女共同参画に関する知識や情報を入手できるように、市政だよりやホームページ等での継続的な情報発信を行う。また、引き続き、効果的な啓発の手法や内容についても検討していく必要がある。
		内閣府が進める「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせてセミナー等を開催し、DV防止の啓発を行います。	人権政策課	◆女性に対する暴力をなくす運動の期間にあわせて、女性に対する暴力防止の啓発を目的としたセミナーや各種講座の開催、女性のための電話相談事業の実施、啓発カードの配布を行った。 ・人権啓発セミナー「子どもを暴力から守る『デートDV』って何?」、参加者65人。 ・男女共同参画センター講座「女性のための法律講座」(参加者 女性6人)、「男女がともに考える 大人のための教養講座(テーマ:DV～女性に対する暴力)」参加者5人。 ・女性のための電話相談(11月10日、17日の2日間実施、各日午前10時～午後4時。相談件数9件) ・DV防止啓発カードの配布 ・ポスターの掲示 ・ホームページに、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に実施する講座事業等を掲載	◆DVに関する正しい理解と認識を深めるための講演会等を実施するにあたり、参加しやすいテーマの設定や効果的な啓発の手法や内容について検討していく必要がある。
	2 暴力を否定する教育の推進	暴力を否定し、すべての人の人権を尊重することができる意識を育むため、地域や学校、職場などのさまざまな分野において、さらに人権教育・啓発についての取り組みを進めます。	人権教育課	◆各種研修や指導助言の場で、機会を捉え、啓発を行った。	◆研修においては、課題を適確に把握するとともに、講座内容を工夫していく。また、学校への指導助言については、要請に応じ、適切な支援を行う。
		男女にかかわらず皆の命を大切に、自他の命を守ることができる子どもを育成するための取り組みを進めます。	人権教育課	◆自他の命を大切に、自らの命を守っていくことのできる幼児・児童・生徒を育てるための取り組みを充実させるため、25校園において、「命を育む教育推進事業」を実施した。	◆取組みを発信し、成果と課題を共有するための機会をより充実させる。
	3 デートDVの予防・啓発の推進	新たな被害者・加害者を生み出さないようにするために、自分も相手も大事にすることの大切さに気づく啓発リーフレットを市内の各中学校を中心に配布し、生徒と保護者双方に対して、早い段階からのデートDVの予防啓発を行います。	人権政策課	◆デートDVの予防啓発リーフレットを市内公立中学校の第1学年の生徒へ配布した。	◆継続した取組みにより、デートDVの予防啓発を行う。
		デートDVについての正しい知識を身につけ、その未然防止に努めるため、市内各中学校にデートDV予防啓発用DVD等の活用を働きかけます。	人権教育課	◆各種研修や指導助言の場で、機会を捉え、啓発を行った。	◆引き続き、啓発を行う中で、教職員の意識を高め、学校での対応に活かしていく。
		市内学校園の教職員や保護者などを対象に、デートDVにおける身体的暴力や精神的暴力、性的暴力とそれに関連する性感染症等の周知・啓発のための出前講座や教職員研修会等を実施します。	人権政策課	—	◆出前講座を充実させ、更なるデートDVの予防・啓発の推進を図る必要がある。

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【個表】調査票②

目標	施策	具体的な施策	担当課	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	
2 早期発見・相談体制の充実	4 相談窓口の支援充実	八尾市男女共同参画センター(愛称:「すみれ」)をはじめ、警察署、配偶者暴力相談支援センターなどのDVやデートDVに関連する相談窓口の周知を図ります。	人権政策課	◆DV防止啓発カード及びデートDV予防啓発リーフレットを公共機関や学校園等に配布し、相談窓口の周知を行った。	◆今後も引き続き、被害者が早期に相談窓口を知り、安心して相談することができるように相談窓口の更なる周知を図る。	
			人権教育課	◆学校との連携を図るとともに、必要に応じ、関係各課との連携も行った。	◆継続した連携が必要である。	
			生活福祉課	◆DV被害者の問題解決や自立に向けて、生活保護についての助言・援助を行った。	◆今後も引き続き、関連機関との連携の強化を図っていく。	
			高齢福祉課	◆高齢福祉課及び八尾市地域包括支援センターにおいて高齢者虐待に関する相談対応を実施。高齢者のDVは、権利侵害事例であることから高齢者虐待ケースとして、関係機関と連携し対応している。高齢者虐待通報件数78件(うちDV相談件数11件)虐待認定件数51件(内DV件数5件)	◆今後も庁内関係部署及び関係機関との連携強化に努める。また高齢者虐待の防止のために、リスクの高い男性介護者に関する支援方法について、検討していく必要がある。	
			障がい福祉課	◆障がい福祉課窓口及び八尾市障がい者虐待防止センターにて障がい者虐待に関する相談を行い、DVに関連する案件は関係機関と協力して対応した。(平成26年度)相談件数45件、内DV件数 13件	◆今後も相談業務を引き続き実施し、DV関連について関係各機関と更なる連携を図る。	
			人権教育課	◆学校との連携を図るとともに、必要に応じ、関係各課との連携も行った。	◆継続した連携が必要である。	
			人権政策課	◆児童虐待担当課と連携して対応した相談延べ件数 15件	◆今後も引き続き、関係課と連携し、DV被害者への適切な支援を迅速に行うとともに適切な支援策について検討を行う。	
	5 外国人市民への支援充実	外国人市民への支援充実	言語や文化の違いなどの理由から、DVについて正しい情報の入手が困難な外国人市民に対して、多言語で対応するなどにより、DVの特徴と被害の形態、相談窓口等をわかりやすく周知します。	文化国際課	◆八尾市やその他関係機関の多言語による相談窓口をまとめたリーフレットを作成(中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語・英語、日本語)。相談窓口の周知に努めた。	◆行政機関だけでなく、外国人市民が多く利用する場所に配架し、更なる周知に努める。
				市民ふれあい課	◆市のホームページや市政だよりに、市役所における中国語とベトナム語の相談窓口の案内を多言語で掲載し、窓口の周知に努めた。	◆引き続き、外国人にも分かりやすい情報の提供に努める。
				市民課	DV等の被害者への支援措置の一つである住民基本台帳における支援措置申出書の様式について、中国語(簡体字・繁体字)、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の訳文を用意している。	◆引き続き、外国人市民にも分かりやすい周知に努める。
				市民ふれあい課	◆窓口に通5日(月～金曜日)、中国語とベトナム語の通訳者を配置して、外国人市民がDV被害にあった場合の相談体制を整えるとともに、庁内の関係部署や関係機関との連携の強化に努めた。	◆文化の違いで、DVに遭っていないながら表面化しないケースもあるため、相談窓口の周知に努める。
				文化国際課	◆八尾市やその他関係機関の多言語による相談窓口をまとめたリーフレットを作成(中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語・英語、日本語)。相談窓口の周知に努めた。	◆行政機関だけでなく、外国人市民が多く利用する場所に配架し、更なる周知に努める。
				市民ふれあい課	◆市のホームページや市政だよりに、市役所における中国語とベトナム語の相談窓口の案内を多言語で掲載し、窓口の周知に努めた。	◆引き続き、外国人にも分かりやすい情報の提供に努める。
				市民課	DV等の被害者への支援措置の一つである住民基本台帳における支援措置申出書の様式について、中国語(簡体字・繁体字)、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の訳文を用意している。	◆引き続き、外国人市民にも分かりやすい周知に努める。

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【個表】調査票②

目標	施策	具体的な施策	担当課	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性
6	庁内関係課との連携強化と相談対応の向上	DV被害者支援に関わる庁内関係課からなる八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会(DV対応連絡会)を通じて、庁内関係課のDVに関する認識や情報の共有を行い、DV被害者の迅速な支援を行います。	人権政策課 関係課	◆庁内関係課(13課)による八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催し、DV被害者支援についての意見交換を行った。 (地域子育て支援課) 八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会に出席し、庁内関係課とDVに関する認識や情報の共有を行った。	◆今後も引き続き、関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る。 (地域子育て支援課) 今後も八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会に出席し、庁内関係課とDVに関する認識や情報の共有を行っていき、DV被害者に対して迅速な支援が行えるよう努める。
		DV被害者に対する二次的被害を防ぎ、DV被害者が安心して相談できるように、大阪府が実施する市町村相談担当者向けの研修等を通じて、相談担当者の資質向上に努めます。	人権政策課	◆大阪府等が実施する研修等に積極的に参加し、相談担当者の資質向上に努めた。 ◆大阪府等が主催する会議等に積極的に参加し、関係機関との連携強化を図った。 ・「大阪府内市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会」への参加 ・「中北河内ブロック男女共同参画施策担当者連絡協議会」への参加 ・「DV被害者の地域支援者養成講座」への参加(大阪府主催) ・「第1回 全国男性相談研修会」への参加(大阪府立男女共同参画センター中央館)	◆今後も引き続き、DVについての基礎的、専門的な知識を習得するための研修会等に参加し担当者の資質向上に努める。
7	配偶者暴力相談支援センター及び警察との連携	DV被害者の安全を確保し、DV被害者の負担を少しでも和らげ、安心して相談できる相談体制の構築を進めます。	人権政策課	◆相談窓口における相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができるよう、DV対応連絡会を通じて、庁内関係課に対し、DV被害者への窓口対応時の配慮等について依頼した。 ◆緊急時における安全確保に適切に対応するため大阪府女性相談センターや関係機関との連携・協力し、相談対応にあたった。	◆DV被害者が、関係機関での手続きを行う際の安全確保と心理的支援、及び二次被害防止と迅速な支援を行うため、関係所管課との調整を図るなど、今後も引き続き、相談体制の充実を図る。
		危険があり緊急を要するDV被害に対して、警察署や配偶者暴力相談支援センター等との広域的な連携のもとで、被害者の安全に重点をおいた支援を行います。	人権政策課	◆大阪府女性相談センターと連携して対応した相談対応件数 3件	◆一時保護の必要な被害者について、適切に対応するため、今後も警察署や大阪府女性相談センターとの連携を強化していく。

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【個表】調査票②

目標	施策	具体的な施策	担当課	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性
3 保護・自立支援の充実	8 被害者の保護	危険があり緊急を要するDV被害者について、支援に関わる庁内関係課との迅速な連携と情報共有により安全の確保を行います。	人権政策課	◆迅速かつ適切な相談、保護及び自立支援が的確に行われるようにするため、DV対応連絡会を通じて、庁内関係課のDVに関する認識や情報の共有を行い、DV被害者の迅速な支援を行った。	◆関係各課ができることを互いに理解し、連携を一層強化していく。
		被害者が高齢者、障がい者の場合やDV被害により心理的な影響等を受けた子どもがいる場合には、関係機関と連携して支援にあたります。	高齢福祉課	◆高齢福祉課及び八尾市地域包括支援センターにおいて高齢者虐待に関する相談対応を実施。高齢者のDVは、権利侵害事例であることから高齢者虐待ケースとして、関係機関と連携し対応した。 高齢者虐待通報件数78件(うちDV相談件数11件) 虐待認定件数51件(内DV件数5件)	◆今後も庁内関係部署及び関係機関との連携強化に努める。また高齢者虐待の防止のために、リスクの高い男性介護者に関する支援方法について、検討していく必要がある。
			障がい福祉課	◆障がい福祉課窓口及び八尾市障がい者虐待防止センターにて障がい者虐待に関する相談を行い、DVに関連する案件は関係機関と協力して対応した。 (平成26年度)相談件数45件、内DV件数 13件	◆今後も相談業務を引き続き実施し、DV関連について関係各機関と更なる連携を図る。
		八尾警察署や大阪府内の配偶者暴力相談支援センター等との広域的な連携のもとで、被害者の安全を確保するため、DV被害者が一時保護施設へ移動する場合、DV被害者に対し、同行による支援を行います。	人権政策課 関係課	◆本市で対応した一時保護件数 ・人権政策課 3件 ・地域子育て支援課 2件	◆一時保護の必要な被害者について、適切に対応するため、今後も警察署や大阪府女性相談センターとの連携を強化していく。 (地域子育て支援課) 母子生活相談の約7割がDV被害者からの相談であり、一時保護を念頭に対応する必要がある、関係各課および大阪府女性相談センターとの連携を密に行う必要がある。今後とも、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図る。
	9 被害者の自立支援	DV被害者が置かれた状況により、就労や住居などで必要となる手続き等について、さまざまな制度に関する情報を提供するなど、親切で丁寧な支援を行います。	人権政策課	◆自立に向けての各種支援制度など、被害者の自立をサポートする各種情報の提供を行った。	◆被害者の自立をサポートする各種支援制度等の情報収集に努める。
			産業政策課	◆支援対象としてDV被害者に限定せず、就労相談および、就労につながる生活上の諸問題の解決に向け、関係機関と連携した支援を実施した。 相談件数:3, 788件	◆支援対象としてDV被害者に限定せず、就労相談および、就労につながる生活上の諸問題の解決に向け、関係機関と連携した支援を続ける。
			住宅管理課	◆相談件数が数件あった。緊急避難のために市営住宅の入居を希望しており、入居における要望を踏まえた結果、住宅管理課における緊急対応住戸では困難であるため、八尾市子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」に相談してもらうなど、関係課及び関係機関と連携して対応を行った。	◆住宅管理課では、あくまでも緊急的に住居を提供するだけであるため、入居者の自立支援を進めるためには、府、人権政策課、福祉部局などの関係課及び関係機関との連携が不可欠である。
		DV被害者の安全を確保するため、住民基本台帳における閲覧制限等の支援を実施するとともに、住民基本台帳の情報の提供を受けている関係課に対し、DV被害者情報の管理の徹底を呼びかけます。	人権政策課	◆DV対応連絡会において、DV被害者情報の管理の徹底を関係課に依頼した。	◆被害者及び相談担当者の安全を確保するため、今後も引き続き、被害者情報の管理の徹底が図られるよう努める。
	市民課	◆住民基本台帳における閲覧制限等の支援を行った。 住民基本台帳における支援措置対象者数(平成26年3月31日付) ・八尾市当初受付分(八尾市に現住民登録がある人のみ計上。本籍地・前住民登録が八尾市分は除く。) 支援対象者 70名 上記対象者と併せて支援を求める者(世帯員) 101名 ◆支援対象者の関係各課への情報提供を行った。 (選挙管理委員会、納税課、資産税課、健康保険課、子ども政策課、介護保険課、指導課)	◆関係各課への情報提供を現在の紙ベースからデータベースで行えるようにし、より徹底した被害者情報の管理をめざす。		

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【個表】調査票②

目標	施策	具体的な施策	担当課	平成26年度取り組み実績	課題及び今後の方向性	
4 推進体制の充実	10	庁内推進体制の充実 (推進本部・審議会・DV 対応連絡会)	八尾市男女共同参画施策推進本部や八尾市男女共同 参画審議会、DV対応連絡会などの機関において、DV被 害者の総合的な支援のあり方や市の施策の方向性など を検討し、DV被害者の相談から自立に至るまでの総合 的な支援の検討を行います。	人権政策課 関係課	◆庁内関係課による八尾市ドメスティック・バイオレンス対応 連絡会を開催し、DV被害者支援について意見交換を行っ た。	◆DV対応連絡会等において検討を重ね、より幅広い関係 機関とのネットワーク構築をめざす。 (地域子育て支援課) 今後も八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会に出 席し、庁内関係課とDVに関する認識や情報の共有を行っ ていき、DV被害者に対して迅速な支援が行えるよう努め る。
	11	関係機関とのネットワー ク構築	市町村DV相談担当者ブロック別会議や近隣10市からな る中北河内ブロック会議等を通じて、大阪府や近隣他市 との情報交換等を行い、先進的な取り組み事例等の情報 収集を行うとともに、連携を強化し、広域的なDV被害対 応ができる体制をめざします。	人権政策課	◆「大阪府内市町村における相談員及び相談事業担当者 のためのブロック別情報交換・事例検討会」や「中北河内ブ ロック男女共同参画施策担当者連絡協議会」に参加し、情 報交換等を行った。	◆関係部署との連携強化のみならず、国、大阪府、警察、 医療機関、民間団体などの関係機関が共通認識を持ちな がら連携して取り組み、継続した支援を行うことが重要であ る。
			国における加害者更生プログラムの調査研究の推進状 況の把握など、情報収集に努めます。	人権政策課	—	◆国の第3次男女共同参画基本計画においては、加害者更 生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調 査研究を実施するとされていることから、国における加害者 更生プログラムの調査研究の推進状況の把握に努める。